

## 令和2年五條市議会第1回3月定例会（第3号）

日 時 令和2年3月10日（火） 午前10時 開議

### 議事日程

#### 第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	養 田 全 康	1 新年度予算について (1) 人口増加対策について (2) 女性に特化した施策について (3) 障がい者へのサポート対策について  2 幼保一元化について (1) (仮称)五條A認定こども園について (2) (仮称)五條C認定こども園について  3 学校適正化について (1) 閉校式について  4 本市の学校運営について (1) 小・中学校学力テストについて	市長・政策企画 監・理事・部長  教育長・部長  教育長・部長  教育長・部長
2	藤 富 美 恵 子	1 「市長の要求による監査の結果報告書 総合体育館における事務の執行について」について  2 新型コロナウイルス感染症対策について  3 ファミリー・サポート・センターについて	市長・部長  市長・部長  市長・部長
3	大 谷 龍 雄	1 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について (1) 首相の小・中・高等学校・特別支援学校の一斉休校要請への市の対応について (2) 保護者・関係者の要望と負担への対応について	市長・教育長・ 部長

- 第二報第一号 令和二年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
- 第三報第二号 令和二年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
- 第四報第一号 五條市立阪合部学童保育所条例の制定について
- 第五報第三号 五條市大塔ライフハウス条例の制定について
- 第六報第四号 五條市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第七報第五号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第八報第七号 五條市道路占用料に関する条例等の一部改正について
- 第九報第八号 五條市立学校設置条例の一部改正について
- 第十報第九号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の一部改正について
- 第十一報第十号 五條市大塔郷土館条例の一部改正について
- 第十二報第十一号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十三報第十二号 五條市立養護老人ホーム設置条例の一部改正について
- 第十四報第十三号 五條市印鑑条例の一部改正について
- 第十五報第十四号 五條市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 第十六報第十五号 五條市都市公園条例の一部改正について
- 第十七報第十六号 五條市営住宅条例等の一部改正について
- 第十八報第十七号 五條市下水道事業の設置等に関する条例及び五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第十九報第十八号 五條市下水道条例の一部改正について
- 第二十報第十九号 五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第二十一報第二十号 調停の申立てについて
- 第二十二報第二十一号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定について
- 第二十三報第二十二号 令和元年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第二十四報第二十三号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第二十五報第二十四号 令和二年度五條市一般会計予算議定について

- 議第二十五号 令和二年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十六号 令和二年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十七号 令和二年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十八号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十九号 令和二年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十一号 令和二年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 議第三十二号 令和二年度五條市水道事業会計予算議定について
- 議第三十六号 五條市一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料審議会条例の制定について
- 議第三十七号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第三十三号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
山	福	岩	窪	吉	牧	平	養	伊
口	塚	本		田	野	岡	田	谷
耕			佳		雅	清	全	賢
司	実	孝	秀	正	一	司	康	司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田好紀
副市長	檜内成吉
教育長	堀内伸起
理事（総務部長）	吉田暁史
技監	藤原克哉
政策企画監	細川敬太
市長公室長	和田剛明
危機管理監	辻田祥友
すこやか市民部長	中本賢二
あんしん福祉部長	平田耕一
産業環境部長	井上昭人
都市整備部長	石田茂人
教育部長	松井和永
西吉野支所長	水本俊明
大塔支所長	谷口晶紀
水道局長	東純司
会計管理者	小森比美
企画政策課長	西峯久美

十番	吉田雅範
十一番	藤田美恵子
十二番	大谷龍雄

事務局職員出席者

財政課長 西 久 雄  
土地開発公社事務局長 松 本 成 人  
秘書課長補佐 福 本 敬 志

事務局長 井 筒 昭 則  
事務局次長 馬 場 雅 樹  
事務局係長 車 谷 憲 隆  
事務局主任 芳 田 佳 名 子  
事務局係員 窪 田 勇 人  
速記者 柳 ケ 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりまして、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

また、議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は正確な会議録作成のためマスクを外していただきますようお願い申し上げます。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には今定例会に限り新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内とし、

質問議員)ことに答弁補助員の入替えをいたします。

理事者側各位にも御協力をお願いします。

初めに、二番養田全康議員の質問を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康質問席へ〕

○二番(養田全康) 議長より発言の許可をいただきましたので、二番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず大きな一番として、新年度の予算についてであります。

新年度の予算を見させていただきましたところ、僕は予算審査特別委員会にも入っておりませんので、この場でちょっと質問させていただくのですけれども、人口増加対策について、どのような予算が組まれどのような形になったのか、僕自身、あれっ、この予算なくなっているなどいうのを不思議に思うところもあったので、この質問をさせていただきます。

先日示されました五條市ビジョンにも第一條ですか、一番大きな問題点として五條市の人口が減少しておるといふところでありまして、この人口増加、また人口減少をどう食い止めるかというところが五條市の一番の大きな課題になってくるのかなと、自分の中では考えておりません。

そこでまず答弁いただきたいのが、新年度の人口増加対策について、どのようなお考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長(吉田雅範) 細川政策企画監。

○政策企画監(細川敬太) 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

来年度以降に予定しております人口減少対策につきましては、「五條市ビジョン」における「総合戦略」の中で、女性定住促進プロジェクトを掲げているところでございます。

このプロジェクトでは、家庭と仕事の両立支援や起業・就業支援、移住定住支援等、女性が活躍できる環境の整備により、総合的に女性の定住促進に取り組むとともに、国の交付金を活用し、市内外で活躍する女性にスポットを当てた起業・就業推進につながる女性向けのセミナーやイベントを実施し、女性が活き活きと活躍しやすい地域の土壌づくりに取り組む予定といたしております。

このような取組を継続的に進め、女性が輝けるまちとなることで、本市の課題である女性の社会減を食い止め、ひいては人口減少に歯止めを掛けたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) (一)で人口増加対策についてと、(二)で女性に特化した対策についてなんですけれども、女性が増えれば人口が増える

と、これはどこの自治体でもセオリーになっているのかなという形でありますけれども、まずは定住していただかなくてはいけないということだと思っております。先ほどの答弁の中に、起業や就業、また女性向けのセミナー、イベントを開催しているというようなお話でありましたけれども、定住していただく、まず五條市に来ていただいて住んでいただかないとこれは話が始まらないと思うのですよね。例えばセミナーを開催しようが、イベントを打とうが、これは五條市に住んでいただいている方、住んでいただいている女性に対しての特化した形であると思えます。まずは住んでいただく、この施策をどう考えるのか、ここらへん答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

定住に至るまでの過程の中で重要と考えているところに仕事、就業といったところがありまして、先ほど答弁の中で就業・起業を促進させるために、まずはセミナー、イベントを実施するといったところで答弁申し上げたところです。

定住に至るまでには住居に関する施策もあるのですが、五條市ビジョンにおいては総合戦略の中で一つのプロジェクトとして、子ども・子育て支援プロジェクトを推進しているところでございます。こうした子ども・子育て支援プロジェクトも合わせて図っていくことによって総合的に定住の促進につながるのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。五條市ビジョンの基本理念の第一條、子どもを育てたいまちをつくる。確かに子どもを育てたいまちをつくる。これは大変大事なことだと思いますけれども、その中で、本市で子どもを育てたいと感じてもらえるような幼保一元化による子育て環境の充実に加え、特色ある学校教育に力を入れると、またそこに新婚世帯や子育て世帯を呼び込むというような文言があるんです。この新婚世帯や子育て世帯を呼び込むという文言に着目してみたいと思うのですけれども、今年度ね、UIJターンの住宅取得補助金や新婚世帯の補助金というところがなくなっているのではないのかなと、過去の答弁を見ますと、今年度ですかね、二十一世帯六十一人という人口増加につながっており、これ五年間で定住していただければ、税金で補助した分がペイできて、こんな素晴らしい施策はないのかなと、これだけ結果を残しているにもかかわらず、単年で六十一人という増加につながっているのですね、これ五條市の人口減少を見ると、月大体五十人、年間六百人、それが一年間で六十一人も増やせているような施策をわざわざ切って、じゃあ今新たな予算を組んで定住促進につなげる、これを上回るような定住促進につなげられる施策というのは何があるのかなと、これをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

まずUIJターン、それから新婚世帯の住宅補助金でございますけれども、ただいま議員御指摘のとおり、新年度においては当該この制度については予算の計上はいたしてございません。その理由でございますけれども、この制度でございますが、これは平成二十七年に策定をいたしております「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として創設した補助制度でございます。当初より平成三十一年度までの五箇年を実施期間として定めたものでございまして、一応ワンクールというか一つのスパンが終わりましたので、次年度への予算計上は見送ったということでございます。

ただ全庁的に子育て、定住の施策に後退があるのではないかとというような議員の御指摘だったと思うのですが、今、五條市の財政というのは非常に厳しい状況でございます。予算の重点化を図ることが一つの予算の編成方針でもございましたので、この制度は、当初は国の補助金一〇〇パーセントでいったのですが、それ以降は単費でというようなこともございます。

認定子ども園なり、学校適正化なりという大きな事業がございますので、そういった事業に予算を重点化している。そういった事業につきましては、これは子育てであったり定住化につながるものというふうに考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）全体的に見たときに予算配分があるのは分かります。ただこれは五年間でペイできるわけじゃないですか。五年スパンで見るときに平成二十七年度に入ってきていただいた方は、もう今年度からはプラス査定になっていく、そういう施策やったと思うんですよ。それを考えていくと、そんなに予算を圧迫するような、大体年間一千万円から二千万円の間くらいで補助金が推移しているのではないかなと思うのですけれども。そんなに予算を圧迫するような事業ではないのではないかと。これ以上に人口増加につながっているような施策があるのかと、今現状、また新年度でやることによって新婚世帯なり人口増加につながるような施策を打っているのかというのを聞きたいところなんですけれども、現状ありますか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

確かにこの制度につきましては、これは一定の効果が上がったというふうに考えてございます。

実は五條市ビジョンの中にも、UIJターンなり新婚世帯の事業については定義付けをいたしております。そうしたことから、この事業はいずれ我々としては再構築していきたいというふうに考えてございますが、先ほども申し上げたように非常に今、五條市の財政は厳しい状況でございますので、そういった意味での予算の重点化ということで御理解を賜ればというふうに考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）



○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）また再度考えていただける機会もあるということだったのですけれども、今現在、ではこれに代わるような、人口増加につながるような施策というのは、新年度であるのかないのか、それって例えば予算的にどれぐらいの予算を組んでおるのか、この辺答弁ください。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

繰り返しの答弁になって恐縮でございますけれども、認定こども園の整備事業であったり、あるいは学校適正化の事業であったり、また新庁舎の整備事業なんかもこれは定住につながる事業というふうに我々は考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そういう漠然としたものではなくて、やっぱり人口増加に対してどういう施策を取っていくのか、これ女性に特化したというところですけども、前回の定例会でも他市の特化した事例、これをそのままやるのを五條市は無理なのかもしれないけれども、やっぱり五條市は五條市独自の人口増加施策を取っていただきたいと、そのように思いますけれども、その辺答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の五條市の方向性につきましては、五條市ビジョンの中で、ビジョン事業として位置付けているところでございます。

先ほど市長公室長の答弁にありました、移住・定住に直接つながるようなUIJターン、新婚世帯といった施策もビジョン事業に盛り込んでいるところでございます。

今後は財政状況も踏まえながら、こういった事業を推進していくのか、この五條市ビジョンの中に位置付けられたビジョン事業とも照らし合わせながら適宜判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。五條市ビジョンの第六章の、五條市ビジョン策定に際しての課題認識がある、その課題認識の一番最初に出てくるのが「若い世代が子どもを生み、育てたくなる環境づくりが必要」とあるんです。そこに「特に、結婚・出産・子育て期にあたる三十代女性の流出傾向は男性に比べて顕著に見られる」と、これは市役所の中でも認識していただいているのですから、ではその女性に対して特化したよ

うな、また三十代の結婚・出産・子育て期にあたるその年代を五條市にどう食い止めて、では逆にどう五條市に転入していただくか、こういう施策を考えていかないと五條市は進んでいかないのではないかと考えますので、その辺の施策をしっかりと今後取っていただきたいと、そのようにお願い申し上げます。(三)に移ります。

(三) 障がい者へのサポート対策についてであります。これもね、前回の定例会で一般質問させていただいて、例えば窓口業務にそういった障害福祉に特化したような方がいらっしやらないであるとか、しおりを製作して案内をスムーズにできるようになるようにすればいいのじゃないのかなど、いろいろ御相談申し上げたのですけれども、そのときの答弁であんしん福祉部長から、おっしゃるとおりだと、それに向けて頑張っていくというような答弁をいただきましたわけでありました。その障害者のサポート対策についてですけれどもね、今年度で出た課題に対して今年度でどのような予算計上がされて、これが反映されていくのか、この辺答弁いただけますか。

○議長(吉田雅範) 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(平田耕一) 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

令和二年度、新たな取組といたしましては、今年度施行いたしました手話言語条例に基づき、障害理解促進を目的に小学校二箇所での聴覚障害理解と手話の普及についての出前講座を行うことと、また同じく聴覚障害理解促進のための映画会を開催する予定で予算案に盛り込んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) はい。今おっしゃっていた手話言語条例とか、出前講座、また映画鑑賞ですか、これらの予算取りというのは大体幾らぐらいになっているのですかね。

○議長(吉田雅範) 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(平田耕一) 二番養田議員の御質問にお答えします。

出前講座というものは講師の方が二名来ていただきましたしまして、その方の人件費、それと小学校で二箇所というのが、三年間で全部の学校を回るということで、今年度二箇所ということ、出前講座の人件費というか謝礼ということで三千五百円の二人、二回で一万四千円となっております。

また映画会につきましては、DVDを購入いたします。これにつきましては市で購入すると約十万円ですけれども、そういう聴覚障害の方の会を通しますともう少し安価でできるということで、約四万円から五万円の予算を組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）余り大きな予算取りはできていないということであると思うのですけれどもね。そんな中で、一番僕がしていたきたい、前回お願いしたところですからけれども、職員配置、例えば障害に対して介護経験のある職員であるとか、そういった免許をお持ちの方の職員の窓口業務であったりとか、そういった部分がよりスムーズになればいいということで職員配置を考えていただけなかなということをお願いしたと思うのです。それらに対しての予算組みというのは今の答弁ではなされていないと思うのですけれども、そこについての考え方というのは、どのように考えておられるのか教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

障害福祉担当窓口における、専門職の配置につきましては、それぞれの障害に合ったサービスを提供する上で重要であると考えております。現在、福祉係におきましては、社会福祉士が一名配置されておりますが、障害者の介護経験のある職員は配置されていないのが現状でございます。

担当課といたしましては、研修等に積極的に参加するほか、認定調査の機会等に、障害をお持ちの方にお会いし、生活の現状やお困りのことを伺うなどしながら、障害をお持ちの方の生活をより理解し、その方に合ったサービスを提供できるように努めております。

また、今年度策定いたしました、厚生建設常任委員会終了後に報告させていただく予定となっております市の地域福祉計画におきましても、重要な施策といたしており、障害者を含む様々な相談をワンストップで受けることのできる総合窓口の設置をあげており、それに向け必要と考えられる専門職の採用につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。様々な相談をワンストップで受けることができる総合窓口を考えてくれていると、それに対して専門職の採用についても今後検討してくれるということですのでよろしいですね。はい。分かりました。よろしくお願いいたします。

大きな二番、幼保一元化についてお尋ね申します。

（一）の（仮称）五條A認定こども園について聞かせていただくのですけれども、前回の議会と同じような質問をされていらつしやる議員さんがおられたので、その部分は割愛させていただくのですけれども、ちよつとある相談が僕のところにありました。五條A認定こども園が一年遅れるという報告があった、それに対して一年遅れるんだなあと思っておいたら、次にその一年遅れるまでに、途中で入る、仮園舎としてできたところに途中で入ると、またそれも決まった後の事後報告であったというような話でありました。保護者に対しては、例えばこうい

う状態で考えていますけれどもどうですかという問いがあるわけでもなくて、事後報告で全てが決まったことを報告されるだけで、それに対して振り回されているんだというようなお話でありました。これは一番に、何に問題があるかというところ、この時期に入れるというお話であったので例えば保護者会費も何もそれに向けてある程度使っていて絞っておつたと、絞っておる中で一年遅れますよということ、保護者会費足らないのじゃないかなというような話になったと、これは追加徴収を考えないと、ちょっと皆さんにお願いしないといけないのではないかなというような話になったらしいのですけれども、それでまた今度は途中で入ってくれと、二転、三転して保護者が振り回されているような形になっているのですけれども、これは保護者に対しての御相談やそういった部分、問合せ等、しっかりと対応されたのかどうか、この辺答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條幼稚園の仮園舎に関することを含めまして、（仮称）五條A認定こども園の開園に関する事項につきましては、今年二月十六日と二十日の二日間、市民を対象に（仮称）五條A認定こども園説明会を実施し、周知を図ったところでございます。

このことにつきましては、五條幼稚園及びPTAとも協議の上、確認をしております、今年五月から五條幼稚園の保護者を対象に説明会を実施するなど、改めて周知を図っていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）それはね、説明会は、それはそれでいいと思うのですよ。ただそれまでに入っておられる保護者に対してしっかりと伺いを立てて聞かれたのかと、全てが事後報告であって振り回されているような形にしかなくていいということだったんです。それはね、例えば一年間遅れるのやったら遅れる、こういう状態になると思うのですけれども、それについてどう考えますか。また途中で入ってもらえるなら入ってもらうで、こういう途中で入ってもらうような形になるかもしれませんけれどもそれは可能ですか。これは聞く必要があると思うんですよ。それが教育委員会ですかね、教育委員会で決まってから、こうやりますよという報告だけだったのか、それともしっかりと事前に保護者に対して聞き取りであったりとか御説明であったりとか、そういった部分があったのかどうかその辺を教えてください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど答弁しましたように、幼稚園並びにPTAとはこの件につきましては協議しまして確認をさせていただいた上で、今年五月に説明会をするということにさせていただいております。

議員がお述べのように、事前に保護者なり幼稚園に相談をしたのかという質問であれば、相談等はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そうなんです。保護者の皆さんがね、やっぱり事前相談なしに、例えば途中で入るのを喜んでおられる父兄さんもおられるんです。というのは新しい園に入れるからそれは嬉しいかもしれませんが。また逆に言うたら、せっかく子供を預けて慣れてきた時期に途中で替われと、こういった問題で本当に例えばきちっとした学習ができるのかとか、遊び場の確保というのも、駐車場を半分取られてどう考えるんやとかそんな話いろいろ出ているらしいんですよ。それをしっかりとまずはこのように考え方ですけれども、どうですかというお問い合わせを立てる必要があると思うのです。事後報告だけでこうやりますよと、これは押し付けであって相談でも何でも無いと思うのです。その辺しっかりと対応していただきたいと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

工事に関する説明会、駐車場の件、今お述べになられましたけれども、駐車場につきましては園庭を潰させていただいて園児の送り迎えのために駐車場をつくるということ、これは幼稚園とも相談をさせていただいた上で進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）いや駐車場だけではなくてね、やっぱり今後、教育委員会がやっていく事業の中で、地元に対してとか、例えば保護者に対してとか、やっぱり何と言ったらいいんですかね、決まったことを事後報告で押し付けるだけではなくて、しっかりと保護者に対して、学校に対して、保育園やったら保育園に対して、相談しながらやっていくべきではないのかなと考えるのですけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま議員おっしゃいましたように相談をして進めていくことも大切なと思うのですけれども、ある程度こちらで計画を立ててそれを実行していくというような面も必要ではないのかなというふうに考えております。ただ今後、幼稚園や保護者へはしっかりと説明をさせていただきます。ただいまとさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）学校が動くとか保育園が動くとかいうのは親御さんにとっては大変大きなことやと思うんですよ、せめて保護者会とか組織があるのですから、その人たちに對してもしっかりと説明であったりとか相談であったりとか、そういうことをしっかりとやりながら進めていくべきだと考えますので、その辺のことをお願い申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。

（仮称）五條C認定こども園についてなんですけれども、阪合部小学校が閉校となったその時点で工事に入り、一階部分を保育園、（仮称）五條C認定こども園にして、二階部分を公民館にするというような説明が、意見交換会が令和元年八月二十日に阪合部地区で行われまして、山林自治会さん、自治連合会長さん、また各種団体の長が集まりました意見交換があったところでございます。その中で、公民館にするとかいう話が出たのですけれども、地域として主たる方向性というのは例えば二階部分を公民館にした場合に、今現在、阪合部文化会館と呼ばれるような阪合部が保有している建物でされるときにどうするんやと、今までは市の事業はその阪合部文化会館を公民館として活用していただきますので、例えば犬の注射、投票、今だったらいきいき百歳体操であったりとか、日本赤十字社さんのひとり住まいの老人に對してのお弁当の配食であるとか、そこを全て利活用しながらやっているのです。今度その阪合部小学校の二階が公民館となった場合、そこを使ってほしいと、阪合部文化会館は公民館としての活動を停止するというようなお話でありましたけれども、今現状の教育委員会の考え方というのを教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

阪合部公民館は、現在、阪合部文化会館をお借りし、運営を行っているところでございます。

令和三年度以降の阪合部小学校の施設活用につきましては、阪合部公民館の小学校への移転など、以前より協議を進めてまいりました。

昨年八月には、阪合部自治会長の方々や阪合部文化会館運営審議委員の方々など各種団体の関係者にお集まりいただきました。貴重な御意見をいただいたところでございます。

活用の方向性としては、現阪合部小学校は、平成十五年八月に建設されており、バリアフリー化及び耐震性がある校舎であることから安全・安心であるとともに、二階へのエレベーターも設置されているなど、総合的に判断いたしました。一階部分は（仮称）五條C認定こども園としての活用を行い、二階の一部を阪合部公民館として活用することを考えております。

このことにつきましては、十二月定例会でも公民館の移転を進めていくと答弁しておりますが、今後も御理解を得られるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そうですね。現在でも公民館として使うよという方向性なんですよね、はい。そうなったときにね、二階の部分、阪合部小学校の二階の部分を公民館に使うかと思ったときに、二階の部分のリフォーム代金、どれだけの増改築が必要なのかというのは予算的に考えたことってありますかね。あれば答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、一階の（仮称）五條C認定こども園と二階の公民館を設計する段取りをしておるところでございますので、二階部分につきましてはどれほどの費用が掛かるのかということについての試算はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）まだリフォームの料金は分からない。これでね、難しいと思うのが、その動線をきちんと分けたいといけない。例えば二階が公民館で、下が（仮称）五條C認定こども園になった場合、不特定多数の方が来られるような公民館が二階にあった場合に、動線はきち々と分けて、（仮称）五條C認定こども園の部分には入れないようにしないとセキュリティー、安全上の問題があると思うのですよ。そういった方向性というのはきちっと示していただけでおられるのか、またそれは二階に上がるのに対しては、公民館は年齢層が大きく使用されると思うので、御高齢の方が二階に上がるのが難しいとあって、そういったことにならないのかその辺どうですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

以前に議員の皆様にもお示しをさせていただきましたきましたゾーニングが完成しておりますので、そのゾーニングにつきましても入り口が別に設けられております。また二階部分へはエレベーターも設置されておりますので、年配の方でも上がっていただけると考えております。

また階段が二箇所ございますが、そこも鉄扉を設けまして非常時のみ降りて来られるような形を取っていききたいと、そういうふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）では安全上は問題ないと、しっかりと動線を分ける。またエレベーターで上に上がれるというような状態で考えるということですね。

そうしたときにね、例えば駐車場、これは併用されるのかそれとも公民館は公民館、(仮称)五條C認定こども園はこども園、こういう分け方がしつかりとしたすみ分けができるのか、それか共同利用になるのかこの辺りですか。

○議長(吉田雅範) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

駐車場につきましては、ここが公民館の駐車場です、こちらが(仮称)五條C認定こども園の駐車場ですと分けられたらいいと思うのですが、なかなかそこまで徹底するのは難しいと思います。ただ教育委員会としましては、こちらが(仮称)五條C認定こども園用、こちらが公民館の利用者用の駐車場ですと、分けたいとは思っておりますけれども、きっちりそこまで分けられるかどうかというのは未定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) はい。あともう一点、これが問題になってくると思うのですが、今現在、阪合部文化会館と言われる施設は公民館としての利用がありますから、阪合部地区の補助金をいただきながら、また修繕であっても出資割合はあるかもしれないけれども、五條市に御協力をいただきながら公民館も置き、またその中には阪合部山自治会の事務所もありというような形になっていると思うのですけれども、これは例えば公民館ができた場合に、それは例えば市の建物としてお互い共存共栄しながらやるのか、それとも公民館機能を移すから後は勝手に阪合部地区でその阪合部文化会館を使ってくれと言われるのか、この辺りですかね。

○議長(吉田雅範) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

そこまで詰め切れては不十分ですが、公民館としての機能は阪合部小学校へ移りますので、市としては補助金的なもの、今修繕でしたら何割は出しますよという形で行っておりますが、それが無くなっていくような方向になるのではないかなというふうには思っております。以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 僕が一番懸念するのは、二重行政にならないのかなと、阪合部文化会館に対してはいろいろな文化活動ももちろんそうですし、各種団体の会議や何かも全てと言っていいほど阪合部文化会館を活用しながらやっております。それが例えば阪合部文化会館がそういう活動しながらまた公民館が新たにできると、お互い勘定も必要ですし、そこに五條市の出資が両方であれば二重行政がそこで生まれるのではないかなと、そういう懸念があるわけなんですけれども、その辺についてはどうお考えになるのか教えてください。



○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど答弁しましたように、今は修繕割合を決めて、修繕費という形で御負担をさせていただいておるのですが、それをとりやめていく方向で考えておりますので、二重行政には当たらないと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）では例えば館長さんと呼ばれるような方にね、市からは補助金としてその人の人件費がおりておるのではないですかね。これは今後公民館ができた時点で、そこは切ってしまうというような方向の話でよろしいですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

館長につきましては、地域の自治会等から御推薦をいただいて就任していただいております。今阪合部文化会館で館長をしていただいている方につきましては、阪合部文化会館で常駐をしながら公民館の館長もしていただいているというような立場の方でございますが、今後につきましては新たにできた公民館の館長を新たに決めていただくというような形になると思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そうなると、公民館には館長を置くけれども、阪合部文化会館と呼ばれるところに対しては館長さんがおられても市のお金は投入しないと、そういう考え方なんでしょうか。間違いないですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

協議は全部整っておりますけれども、お話としてはそういうふうを考えて行かざるを得ないのではないかなと思っております。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）分かりました。というのはこれ、僕一般質問通告させてもらってから、教育委員会の職員さんが地元の阪合部文化会館に訪れて話を聞かせてくれということと聴き取りに行かれたらしいんです。そのときの話と今答弁をいただいているのと整合性が合わないのですけれども、今後そういういった形で教育委員会が進めるのであれば、それはそれでしっかりと御説明いただきたいと思うのと、ただ（仮称）五

條C認定こども園もね、はつきり言つて公民館で使ってくださいというのは教育委員会から地元に対してお話があつて、一度会議を持たれたときに、市の職員さんがお帰りになるときに阪合部としては公民館というのはやっぱり阪合部文化会館があるので、二階を公民館に使うのは難しいのでというお話の中で帰られたはずなんです。それが地元の話、何も聞いてくれないんやなど、僕はそこが心苦しいところなんです。だからこの質問をさせていただいたのですけれども、今後の動向を見守りたいと、そのように思います。

次、三の学校適正化についてであります。

学校適正化についての閉校式ですけれども、閉校式、阪合部小学校も閉校するという事で閉校式を今考えて、その委員に僕もならせていただいでやっているのですけれども、文部科学省の手引きの中でね、廃校施設等の利用についての、「学校に変わる地域コミュニティのために施設として活用する観点からも、まちづくりの総合戦略の一環としてその在り方を積極的に検討することが期待される。」と、これ積極的に検討していただきたいのですけれども、統合に伴う諸事務の計画的な実施の、という部分があつて、その中には学校史の編さんであったりとか、記念式典の準備・実施、廃校となる校地の跡地利用の検討であるとか、いうことをしっかりとやりなさいと、どこを見てもこのしおりに書かれているのは、まずは保護者であると、保護者と今後入ってくる予定であつた保護者、また地域、そして学校に関連するような団体、こことはしっかり協議をしながら話を進めなさい、過去に手引きの中にあるのが昭和三十二年から学校統合の手引きを作つたと、文部科学省では。その中で学校規模の適正化を推進するあまりに、一部に学校規模を重視するあまり無理な学校統合が見られて、その辺が問題になつたとあるんです。これを見たときに、例えば閉校式を当ててみますと、では閉校式に対して教育委員会として何らかの予算措置であつたり何らかの人的なサポートであつたりとか、こういうのを学校・地域に対してされているのかと、教育委員会は、学校統合委員会ですと、話していただきますけれども、それは新たな学校に向けた取組の中の話であつて、何も地域の要望をそこで吸い上げて考えていこうというような場所ではないのかなと考えるのですけれども、今現在、閉校式の在り方、どのような形でやられておるのかその辺を教えてください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

閉校式につきましては、その学校の児童・生徒・保護者の方・地域の方・教職員などが学校への愛着や思い入れによって行われる形が望ましいというふうに考えております。それぞれの校区の主体で実施していただくものであるというふうにも考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響で予定をしております五校の閉校式につきましては全て取りやめとなりましたけれども、予定をしております五校につきましては全てそういう形で考えていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）五校中止になったのは大変残念なことだと思います。ただ阪合部小学校も閉校に向けて今、会議を三回かな、四回かな、持ったその中で、閉校というのはいさぐい寂しいから、みんなでもうちよつと明るいものに変えようと、そういうニュアンスで今会議を進めておるところなんです。その会議の中でやっぱり出るのはね、教育委員会としての携わり方が余りにも希薄なんじゃないのかなというところが考えられるのです。というのは、例えば前回からもお話いただいていますけれども、石碑を建ててあげると、石を建ててくれるって、そこに学校がありましたって、これは大事なこともかもしれませんよ、ただでも、では本当にその地域で求められているのが石碑なのかどうか、例えばこれだけの予算があったらこんなことできるのにと、みんなそういう思いの中でやっているのです。各種団体に補助金をお願いできませんかという形でお願いしていいこうかというふうなお話も出ていますし、保護者が貯めてくれたお金であったり、自治連合会からいただいたお金のストックであるとか、そういったものを集めて閉校式典をしていかないとあかん。でもこれ、何も学校をやめるといっことは地域として頼んだことでもなくて、教育委員会として学校を閉校して子供たちのために編成をやっつけていこうと考えていたんですから、やっぱりある程度の予算を考えた中で閉校式をやるべきであったのではないかなと思うのですけれども、今となったら遅いのかもかもしれませんけれども、ただその石碑に掛ける予算があるのだしたら、逆に言ったら、その予算しつかりと予算措置として当ててもらおうという、これも一つの考え方ははないのかなと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

記念碑につきましては、教育委員会として閉校となる学校の沿革をその地に残していくというような趣旨で設置を考えておったところでございます。

この三月に閉校いたします野原中学校・西吉野中学校・阿太小学校・宇智小学校につきましては、記念碑を残すということで準備をしておりました。その費用を閉校式の方に回せないかということなのですが、そういう御意見が四校からも出たことがございます。ただ閉校式につきましては私がさつき述べましたように、教職員あるいは保護者の方・地域の方などの思い入れ等によって行われる形が望ましいということをお説明させていただきまして、それぞれの校区の主体で実施をしていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）やっぱりね、四校、ほかの学校からも出ていたわけじゃないですか。それはやっぱり閉校式をする前に、しっかりと地元に入ってどういう形の閉校式が望ましいであるとか、文部科学省の手引きの中にもありますわ、人的な加配をやっつけてしつかりやりなさいということを書いてあるんですよ。それをやっぱり僕は教育委員会としてするべきであったのではないのかなと、そのように考えますし、今後まだ

実施していないところがあるのであれば、それはちゃんと地元に入って気持ちをくみ上げる部分もあっていいんじゃないかなと、僕自身そう考えますので、もし考えていただけるのであれば、よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。

最後になります。本市の学校運営について。

こんな相談があったんです。小・中学校の学力テストですけれども、小学校の御父兄さんからでした。「うちの子供、えらい高い点数を取ってきた。うちの子供こんな点数いつも取れないんやけど、何でこんな点数高かったんやろ。」と、それは学力テストでありました。話を聞くと、子供たちのコミュニティの間でこのテストの問題、ここの答えあれやで、このテストの答えこれやっていう、テストの内容の答えが若干子供たちの中で流出していたと、学力テストと言われるのはその学校の、またその学年の、学力が各校、五條市の中でどういう状態にあるのか、また奈良県とみたときにどういう状態にあるのかというのを試算する大事なものであるのではないのかなと思うんですけれども、これが、曜日がばらばらにされていて、答えが流れていたのではないかな、こんな話がありました。これは現実的にそういうことがあったのかどうか、まず答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

県の国語研究会や算数研究会等が実施しております小学校でのテストにつきまして、日がばらばらであったということでございます。それにつきましては、実施をしておる団体からある一定の期間の授業の中でやってくれというような要請がございましたので、そういう形を取ったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） ルール的にはそうなのかもしれないですね。ただこれってね、僕思うのですけれども、もちろん税金投入されてそのテストが学校で施されていると思うのですけれども、そうではないですか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校では、子供たちの学力の現状を確かめ、どのようにして確かな学力を付けさせるかを考えるためにテストを実施しております。

漢字テストのような小さな単元での確認テストもございますし、一定範囲の実力をはかる定期テストや単元テスト、また全国学力学習状況調査のように全国一斉に日時を決めて行うものもございます。

市内の小学校では、県の各教科の研究会が作成しているテストを実施しております。それは先に述べましたように、子供たちも指導者も、現状を確かめ、課題を見付け、指導方法などを考えるためのもので、研究会が設けた一定の実施期間に従い、各学校の進度や実情に合わせて実施するものがございます。

本市では、全ての小学校がこうしたテストを実施しております。実施する教科や日程が同じ学校もあれば、異なる学校もございます。授業の進み具合によっては同じ学校内でも、クラスが違えば異なる日の実施もあり得ます。

そのため、実施日が違うことで、子供同士で校外等での情報交換が起こることもございます。

各校では、子供たちにテストの意味を正しく理解させ、自分の学力の現状であるとか課題を見付け、それを克服することの大切さをしっかりと指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）この際、申し上げます。

二番、養田全康議員の一般質問の残り時間は約十分でございます。よろしくお願いいたします。二番養田全康議員。

○二番（養田全康）答弁にもありましたように、子供たちも指導者も現状を確かめ課題を見付け指導方法などを考える、そういったものやと。そういったものが、答えが子供同士分かかっておって課題も認識も何もないのじゃないですかね。それは逆に子供たちにそういう大切さを、何と云うのですか、テストの意味を正しく理解させるとか、そこも大事だと思えますけれども、普通考えればちゃんと学校で管理して曜日を含ませるとか、そういった取組が必要だと思えますけれども、今後そういった取組がなされるのかどうなのか、まずそこ答弁ください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、日時を揃えなければならぬ全国学力学習状況調査などにつきましては、これは全国的ですけれども日程を揃えてやっております。ほかの標準テストと言いまして、ある書籍がやっておりますテストにつきましても日時を揃えてやっております。

ただ、今言いましたようなテストにつきましては授業の中でそれぞれが行っております関係上、なかなか日程を揃えてやるとするのは難しい面がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）日程を揃えなくてもいいテストだったらそれでいいですけれども、普通考えたら、学力を図るものですからそこで答えが出ているような問題はおかしいと思うのです。それは子供が教えた、子供が悪いとかってそんなんじゃないと思いますわ。普通考えたら日時を

決めて、これで各学校その授業が終わった時点で足並み揃えてスタートして学力を図る、これが当たり前のことなんじゃないかと思いで、その辺考えていただけたらいいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（吉田雅範）以上で二番養田全康議員の質問を終わります。

トイレ休憩及び答弁補助員の入替えのため、十一時まで休憩いたします。

午前十時五十三分休憩に入る

午前十時五十九分開会

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十一番藤富美恵子議員の質問を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおりの一般質問をさせていただきます。

一、「市長の要求による監査の結果報告書 総合体育館における事務の執行について」について。

昨年の十二月定例会における、私の一般質問に対する市長公室長の答弁は、「九十八条という特別委員会がなければ、当然ここで答弁申し上げるべきと考えますけれども、九十八条の特別委員会が設置されて、いろいろ御議論いただいている中での御答弁は御容赦をいただきたい。差し控えさせていただきたい。」というところで、答弁されませんでした。しかしながら、「総合体育館における事務の執行についての特別委員会」、いわゆる九十八条の特別委員会は、二月二十八日に終了し、三月二日に委員長報告も終わりましたので、再度質問をさせていただきます。

議会ではこれまで、地方自治法第九十八条の第一項に基づく検査権を行使し、昨年の九月十二日から今年の二月二十八日までの間、十回にわたり「総合体育館における事務の執行についての特別委員会」を開いてまいりました。その間に、十二月定例会で中間報告をし、その後、二回、二月二十八日には理事者側も出席をし、特別委員会を開きましたが、事情を一番よく知る職員が退職をしましてしまったため、これまでと同様詳しいことが分からず、全てを明らかにすることができませんでした。

まず、最初に市長にお尋ねいたします。

市長はこの問題を解明する気があるのかないのか。またこの九十八条の特別委員会に協力する気があるのかないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

九十八条の特別委員会に關しまして、もともと議会からお話があったことであります。九十八条の特別委員会には検査権があります。もともと行政側として審査、調べるということもあろうかなと思うのですけれども、議会と行政は全く違うということは御認識のことと思います。議会の方から行政側に調べていただきたいということで、私が監査の方をお願いをしたという経過がございます。そんな形の中で、九十八条の特別委員会で十回にわたり協議をしていただいたということで、私は大変この九十八条の特別委員会に対してある程度、不審、また問題が提起されたと思っております。問題提起というよりもいろんなことが分かってきたというふうに思います。その後いろいろと議会においても、前回十二月定例会ですか、藤富議員からの一般質問の中で質問があったと、これは九十八条の特別委員会の審査をしている過程の中で答えられないということ、もう一つは警察が捜査をしているという形の中で言えないということであったと思うのですけれども、私たちはこの解決に向けて鋭意頑張ろうというふうに思っております。中途半端なことをする気は全くございません。徹底的にやっつけていこうということは、もう私の意思は変わることもございません。ただ、今警察当局にうちの多数の職員が事情聴取をされていて、私もその辺の中身の確認をさせていただいております。この間の議会運営委員会にも呼ばれて、九十八条の特別委員会です。このことに対してどうだということでも名前も言わせていただきました。これは私も弁護士にも相談しました。はっきりと名前を言っているのか悪いのかということも相談させてもらいました。これは大変問題が提起されるのではないかなとか、いろいろありましたけれども、事実を確認したことを当然言うべきであろうということで、それは甘んじて名前を公表させていただいた経過があります。私たちは警察という立場ではございません。私たちはうちの職員、また元職員からお話を聞いた中において結果としていろんなことが分かってきたと、警察はその中の裏付けをしたりとかいろんなことを当然するかも分りませんが、私たちは聞いたことを率直に受け止めて、そしてその対応をこれからしていきたい、今後、弁護士と相談をします。もし市に損害が与えられた場合におきましては、全額、それは弁護士を通じて返還をもらう手続を取る準備も現在進めております。

今後も今の状況踏まえながら、そして今、九十八条の特別委員会が二月二十八日に終わったということでありませけれども、十回いろんな協議をしていただと思えます。当然私たちの立場というのには限られています。捜査するのには限られています。しかしながら議会には地方自治法第九十八条の検査権も当然ございます。それで不審を与えた場合は、当然調査権を發動する百条委員会ということがありますから、それは議会としてこれだけ不信心があるならば、堂々とその辺を行使していただいて、より解明をしていただくということを私は思っております。

ます。私たち行政の立場と議会は全く違いますので、そこらは分けて、何か私たちが全く何もしていないというような誤解をしていますけれども、一生懸命にうちの職員も頑張つてやっていますし、私自身もその辺の調査を今までもやってきたつもりであります。ただ言えないという状況があったので、甘んじて言えなかった。もう全て言いたいです。もう全て分かっていることを全部言いたいです。でも言えないというのが大変心苦しいところです。でも今言ったように、今回名前を出したということは、三月というのは予算を審議する大変重要な定例会であろうと、そういう中において不信感のある形の中で、私は甘んじて言うべきだという思いで言ったわけでありますけれども、今後とも今までの以上の形の中で、これからある程度形が見えてくると同時に、うちの顧問弁護士と相談しながら、その続きのステップ、手続を踏んでまいりたい、そういうふうと考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。市長、先ほどの私の質問は、市長はこの問題を解明する気があるのかなのか、九十八条の特別委員会に協力する気があるのかなのか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（吉田雅範）太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問に答えたいと思います。

まず、究明する気は一〇〇パーセントございます。九十八条の特別委員会に対して協力する気があるのか、地方自治法第九十八条という検査権を行使していますので、行政側がそれに協力するというのは当然である。だから監査も私から監査委員をお願いをしたという経過がありますので、九十八条の特別委員会が終わったということを含めましたので、次のステージに行くことを大変心待ちにしておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。ところが、第一回の九十八条の特別委員会が始まったのは、昨年の九月十二日でした。そして理事者側も出席し、この九十八条の特別委員会が開かれたのは九月二十五日でした。その同じ日、九月二十五日にシダースーパーカップ柔道大会の運営の大部分において、関わっていたであろう事情をよく知る元職員の方は退職願を提出されています。そしてその後、十月四日に市長が退職願を受理されました。市長に協力する気があるというのならば、この問題を解明する気があるというのならば、なぜ元職員からの退職願を受理したのでしょうか。退職願をしまえば、九十八条の特別委員会に、出席してもらうことは叶わず、不明な部分、疑惑の部分明らかにすることができません。今日の結果が正にそうです。「分かりません。」「そのようなことは把握していない。」「という答弁が聞かれ、全てを明らかにすることができていません。退職願の受理は理事者、つまり市長の判断です。退職してしまえば、九十八条の特別委員会に出



席してもらえないことが分かっているながら、市長は退職願を受理されたのでしょうか。なぜ市長は退職願を受理されたのですか。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

この件に関してはルールに従ってやっております。退職願の決裁も最終的には私の権限でございます。その理由として、退職願が出た時点から…何日以内でしたかね。これはまた市長公室長の方から答弁させていただきましたが、ちゃんとルールにのっとってしたことでありまして、私が止めるとか止めないとかという根拠は全くございません。私はそのルールに従ってやったということで、止めるということ自体もできるようなことではございませんので御理解いただきたい。

あと、市長公室長の方からその辺の説明をしていただきたいと思います。

○議長（吉田雅範） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま市長の方から答弁ございましたが、これはルール上、退職願が出されたというようなことの中で受理をしてまいったところでございます。我々公務員は地方公務員法の規程にのっとってということがございますが、この退職願の受理にしましては民法上の規程に沿った形で判断をしたということでございます。

元職員に対しては、退職いたしましたけれども、今後の調査に関しましては鋭意協力するように誓約書も取っております。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 市長公室長、退職願というのは何日以内に受理しなければいけないとかいうのは決まっていますか。

○議長（吉田雅範） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、我々職員は、本来は地方公務員法の規程にのっとって物事を考えているわけでございますけれども、そういった地方公務員法の法令の中で何日以内に受理しなければならないということは正式には決まっていないというふうな認識をしております。ただ民法上の考え方もございますので、今回の場合に限っては、その考え方に基づいて退職願を受理したということで御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。市長の答弁では一〇〇パーセントこの問題を解明する気があるということでも、この元職員の方はシダースーパーカップ柔道大会の運営の大部分において関わっていたであろう、事情を一番よく知る方でございます。この問題を解明するには、この元職員の方に、九十八条の特別委員会に出席していただかないことには、いろいろなことを明らかにすることができません。市長に解明する気があるというのであれば、市長は退職願を受理してはいただけないのでしょうか。もしかして市長は元職員の方を九十八条の特別委員会に出席させたくない、何か理由があったのでしょうか。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

全く理由はございません。何か私たちが拒んでいるということは全くございません。議会と行政とは全く違うと先ほど言ったと思いますけれども、九十八条の特別委員会、これは検査権であります。当然議会が調査権を発動したら、それは全てできることであろうと思いますので、そこら全く私たちがするというのも当然ながら、議会としての行使をするのも当然であろうかなと、何か行政が全くやっていないというような言い方をされますけれども、私たちはやろうとしております。しかしながら、今言ったようにルールにのっとつての中でやっていますので、もし九十八条の特別委員会と呼べないというような形になるならば百条委員会を設置すれば、当然それは呼べるような形になっていきますので、そのようなやり方を議会として進めていかれば良からうかなというふうに思います。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） やっていないということを行っているのではなく、市長のやる気をお尋ねしているわけでございます。そもそもこの監査は市長の要求による監査でございます。市長の要求による監査であるにもかかわらず市長は一〇〇パーセントやる気があるというようなことを今答弁されておりましたけれども、私には市長のやる気は全く感じられませんでした。

これでは市民の皆さんが言うように、うやむやにしようとしているのではないかというふうにしか思えません。

そこで、議会とは別に、市の方でも調整会議を立ち上げ、協議をしているということでございますので、改めて市長公室長にお尋ねします。市長公室長は、「市として一体これから何をしなければいけないかということ、主に三点ある。一点目は損害の回復、二点目は関係事務の改善、三点目は関係職員に対する厳正な対応。この三点を主な目標といたしまして精査に努めてまいります。」と言われておりました。

まず、一点目の損害の回復について。柔道量の敷き込み料の二重払いについてお尋ねします。

奈良県と五條市から各二百五十万円と、前年度に行われた協賛金の繰越金八十四万円を合わせた合計五百八十四万円の予算規模で、平成三十年九月十五日から十七日に掛けて、全国レベルの強豪校を始め全国の中学・高校六十四チーム、選手三百二十人が参加し、来場者が一千二

百人となった「第一回シダースーパーカップ柔道大会」において、県と市でつくる大会実行委員会から「畳設営委託業務」を委託されたスポーツショップに、九月十八日に県の大会実行委員会から三十五万円、そして九月二十五日にも五條市公園緑地課から三十二万四千円が重複して支払われています。同一業務に対する二重払いであるならば、当然返してもらわなければなりません。柔道畳の敷き込み料、これは市民の税金、公金でございます。これはまだ返還請求はされておられませんね、市長公室長。

○議長（吉田雅範） 藤富議員、答弁替わってよろしいですか。（「はい。」の声あり） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十一番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

冒頭、市長の方からも答弁がございましたように、職員として厳正に対応せよというふうな命令が下っております。今現在、警察当局の捜査が入っている状況であり、市といたしましては、今後柔道畳の敷き込みを委託した業者から聴き取り等を行い、警察当局の捜査終了後、顧問弁護士とも相談の上、厳正に対応していきたいというふうを考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） はい。

また、合宿補助金も二重払いであることが確認されています。このことについても都市整備部長、お尋ねします。

○議長（吉田雅範） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

この合宿補助金等の二重払いにつきましても、現時点で警察当局の捜査が入っている状況でございます。市といたしましては、警察当局の捜査終了後、顧問弁護士とも相談の上、厳正に対応していきたいというふうを考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） はい。その他にも、宿泊人数と合宿補助金の交付人数にそこがある。また、宿泊している役員の宿泊日数と謝金の支払い日数との整合性が取れていない。そしてまた、合宿補助金の事務の執行についても不適切な運用があったと報告されています。これらのことについても、検証していただきたいと思えます。

そして次に、シダースーパーカップ柔道大会に関する謝金についてでございます。シダースーパーカップ柔道大会に関する謝金については、一般及び大学生五千元、中学生・高校生三千元となっておりますが、中学生に謝金を支払うことは妥当かどうかをお尋ねします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

シダースーパーカップ柔道大会において、中・高生に大会スタッフとして謝金を支払うことに関しては、大会実行委員会の決定事項でございました。

また、市が主催するイベントにおいて、中・高生に謝金を支払った事例はなく、今後においてもその予定はございません。  
このことにつきましては、特別委員会におきましても答弁しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） はい、それでは次に、二点目の関係事務の改善についてお尋ねいたします。

市長公室長は、「一体、現行の事務事業の中で何が問題でこういったことに至っているのかということ、しっかり検証しながら事務の改善に努めていくことでございます。」と言われました。

何をどう改善するのか、改善すべき点を具体的に回答してください。

○議長（吉田雅範） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

地方自治法第九十九条第六項の規程に基づく監査報告では、平成二十八年度及び平成二十九年度の公園緑地課の所管による備品購入に係る事務等について、予定価格の算出方法や事前公表、さらに入札期間の設定などについて、複数の御指摘をいただいたところでございます。

このことにつきましては、関係法令や条例、規則、さらに事務執行マニュアル等について、職員個々の理解や課内のチェックが十分でなかったことが主な要因であったと考えてございまして、今後は、課内会議や庁内の研修などを通じまして、まずはこうした点を改善してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） はい。全般的なことは分かりました。

では、個別に、具体的に質問させていただきますが、この柔道畳の敷き込み業者のスポーツショップは、当時、市に登録しておらず、未登録であったにもかかわらず市は契約をしました。未登録業者であるにもかかわらず、市が委託するなどということは、あってはならないことです。この点についてはいかがですか。

○議長（吉田雅範） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十一番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、適切でなかったというふうに考えてございます。

未登録であるということは、入札参加資格があるか否か審査されていない業者であり、その業者から備品を購入したということになり、特別な理由があり、特に担当課において本市の業者登録に準じ審査し当該業者を選定したものではないことから、不適切な執行であったというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） はい。またシダーアリーナの使用料に関する事務執行については、柔道競技のみにかかわらず、使用料金や減免の決定について不適切なものが多数確認されています。このことについても、今後どのように取り組みますか。都市整備部長。

○議長（吉田雅範） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十一番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、精査中でございます。見直し等も今現在検討しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） そしてほかにも、申請要件が満たされていないにもかかわらず随意契約をし、物品を購入している等々、書類の検査や質疑を行った結果、不適切な事務処理や補助金の支出、適切でない入札の執行や業務委託があったことが判明いたしました。今後は、課内会議や研修等を通じ、しっかりと改善していくということでございますので、間違いなくやっていただきたいと思っております。

次に、三点目の関係職員に対する厳正な対応についてお尋ねします。

市長公室長は、「関係職員に対する厳正な対応でございます。これは地方公務員法、あるいは市の懲戒基準などに基づきまして、公務員として不適切な行為がはっきりとしたならば、それはそれで厳正に対応していくということでございます。」と言われておりました。

九月二十五日に退職願を提出し、十月四日に市長が受理し、退職した元職員の退職金は、現在支払いが差し止められています。この退職金はどうなるのかお尋ねします。

○議長（吉田雅範） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十一番藤富議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員がお述べのように、令和元年十月四日付けで退職をいたしております元職員につきましては、職員の退職手当に関する条例第

十三条の規定により、退職手当の支払いについて差止め処分を科しておるところでございます。

この退職金でございますが、委員長報告でも報告をしていただいておりますけれども、退職の日から一年以内に逮捕等に至らず一年を経過した場合は当該処分を取り消すということでございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）今、職員の退職手当に関する条例第十三条の規定によりという答弁でございました。この退職手当の支払いについての差止め処分、これは、職員の退職手当に関する条例第十三条の条文のどれに当たりますか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富美恵子議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたが、職員の退職手当に関する条例、これが根拠の例規でございます。これの第十三条第二項第二号でございますけれども、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるときは、退職手当の額の支払いを差止めることができる旨の規定がございます。元職員に関しましては、退職時における諸般の事情を勘案した上で当該規定を適用したものでございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）それでは、市長にお尋ねいたしますが、元職員の方の退職手当の支払いを差し止める理由として、「在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるとき」と今、説明いただきました。この「疑うに足りる相当な理由」とは、どんな理由でしょうか。

○議長（吉田雅範）太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

九十八条の特別委員会でもこのことは審査をされました。そのことを勘案しての状況であります。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）そしたら退職金の差止めについては、元職員の方は納得されているのでしょうか。

○議長（吉田雅範）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

納得しているのかしてないのか、私には全く分かりません。そういうふうに告知をただけであります。以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。やはり市長は退職願を受理すべきではございませんでした。

最後に市長の責任について、先の十二月定例会では答弁していただけませんでした。

今回の検査で様々な疑惑が出てまいりました。市長は「責任は私にある。」と言われております。市長として、また「第一回シダースーパークップ柔道大会」の実行委員会の実行委員長として、市長はどのように責任を取られるのですか。

○議長（吉田雅範）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

シダースーパークップ柔道大会は大変大盛況で終わったと思っております。そんな形の中で、このようなことになったことは大変遺憾である。これは最終的には実行委員長ということで、私の責任は当然免れないものと思っております。これは最終いろんなことが全て終わった時点においての私としての処罰に関しては、市の規定によつての処罰は甘んじて受けてまいりたい、そういうように考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。また市長公室長は先ほど言われておりましたけれども、「本人には退職時に、今後も退職はするけれども、このことについては協力するように、というような話をして、誓約書のようなものを書かせておりますので、今現在は、ここへ呼んで直接聞いたですということはございませんけれども、申し上げたように、電話では数回確認しておりますし、今後本人を呼んで聞くような必要が生じた場合は、それは本人を呼んで確認をしなければいけないと考えてございます。」と言っておられました。

警察当局の捜査も入っているということでございますので、その結果を待ちたいと思っておりますが、しかしながら、市は市の独自の調査を行い、やるべきことをきつちりとし、その調査結果を議会に、また市民の皆さんに報告していただきたいと申し上げ、次の質問に移ります。

次、二番目、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

このことについては、多くの議員が質問されており、重複いたしますので割愛させていただきますが、学童保育所については、昨日、伊谷議員の「学童保育所で登録している児童以外に新たに児童を預かることはできないのか。」との質問に対し、「新たに児童を受けることは困難と判断したところです。」との答弁でございました。

政府の突然の要請で、働く親は仕事に行けない、仕事を休めない、子供の面倒をどうみるか困惑しています。普段、学童保育所を利用していない子供は受け付けないとするならば、受け付けてもらえない子供たちはどうするのか。このようなときに、五條市にもファミリー・サポート・センターがあります。

そこで、次に、ファミリー・サポート・センターについてお尋ねします。

ファミリー・サポート・センター事業とは、平成二十一年度より、「子育ての援助を受けた人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員となり、地域の中で子育てを助け合う事業です。利用会員は、満一歳から小学六年生までを対象としております。ただ残念なことに、五條市の場合は利用者が大変少ないというのが現状でございます。

あんしん福祉部長、過去五年間の利用者数をお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

ファミリー・サポート・センター事業の過去五年間の利用実績についてでございますが、各年度の利用延べ人数は、平成二十七年四人、平成二十八年五十五人、平成二十九年ゼロ人、平成三十年一人、令和元年度につきましては、現時点で二名の利用となっております。なお、平成二十八年度は、利用者の一人が多数御利用されたために延べ人数が多くなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）平成二十八年度の利用者は五十五人ということでしたがけれども、その他の年度はゼロ人から四人と、大変少ないのが現状でございます。

橋本市では、かなり多くの方がこのファミリー・サポート・センターを利用しているとのことでございます。なぜこれほど、五條市はファミリー・サポート・センターの利用者が少ないのか、五條市と橋本市の違いは何か。五條市の問題点は、改善すべき点は何か。

私は大きな理由の一つは、自家用車で送迎できないことだと思います。橋本市の場合、自家用車が利用できますが、五條市の場合、現状では公共交通機関を利用しなければなりません。ファミリー・サポート・センターに頼もうとすれば、タクシー代などの費用が掛かります。バスを利用するにしても本数が少なく、現状は大変不便でございます。今のままだと、利用したくても利用できない状況にあります。しかし橋本市のように、自分の車が使えようになれば、便利に、また高い費用も掛からず、使い勝手が良くなり、利用者が増えてくるのではないのでしょうか、あんしん福祉部長、お尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。



○あんしん福祉部長（平田耕一）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

本市では、支援活動中における自家用車の送迎サービスは、道路運送法や補償保険の適用等を考慮し対象活動から除外しております。

平成三十年度に本事業のような子供の預かりや援助等による送迎サービスは道路運送法には抵触しないものであるとの通知があったことを受け、また補償保険内容の拡充を図ることも考え、近隣市町村を参考に本事業に自家用車による送迎サービスを加え、より利用しやすい事業となるよう現在検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。検討だけで終わるのではなく、必ず早急に取り組んでいただき実現していただきたいと思えます。

そしてまた、利用者が少ない理由の二点目として、ファミリー・サポート・センターを知らない方が多いのではないのでしょうか。桜井市は、子育て関係機関、学校、学童保育所、病院等に事業説明、チラシの配布等に重点をおいて実施した結果、利用者が増えたとのことでございます。五條市もホームページだけではなく、広報への掲載や、桜井市のように事業説明やチラシの配布等で、広く市民の皆さんにお知らせをし、知ってもらうことが大切だと思います。

最後に、市長に、三月一日の広報五條に五條西中学校の二年生の職場体験学習で、「太田市長にインタビュー、市長の夢は何ですか。」という質問に「市職員と一丸となり、頑張つて若い人が住みたくなるまちづくりを進めていきたいです。」と答えておられました。

このファミリー・サポート・センターを利用しやすくなるのが、若い人たちに住んでもらえる、若い人たちが住みたくなる一つの施策だと思います。市長の夢を実現するためにどのような取組を進めていこうと思っておられるのですか。具体的にお聞かせください。

○議長（吉田雅範）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答えをしたいと思います。

ファミリー・サポート・センターにおきましては、これは平成二十一年ですか、立ち上げ、そのとき藤富議員に大変御尽力いただいて立ち上げたということを聞いております。大変熱心なことで、今回もこの質問で聞いたのであるうと思えます。確かにその年度ごとに大変少ないということでありませけれども、一時的には五十五回も増えたこともあります、それは一人の方がずっと五十五回も通ったという経過があるのですけれども、これがなぜ普及しなかったかというのは、いろんな問題の提起があります。先ほど藤富議員がおっしゃったことも当然あるのかなと思えますけれども、一つは子育て支援センターの一時預かりを三年前からやったという、これもあろうかなというように思えます。そして公立の保育所が七時まで延長保育を実施したということもあろうかなと思えます。なかよし保育園では七時半までの延長を実施していることあろう、小学校は学童保育所に預けたりしているということ、そういうものを踏まえてのことがあったのであろうというふうに思い

ます。

車の利用ということは、いろいろ弊害もあります。隣の橋本市ではいろんな配慮もしているということも聞いておりますけれども、いろいろ総合的に考えると、やはりその辺の統一をしていかなければならない、先ほど私が言ったような形とこのファミリー・サポート・センターと同じくリンクするところがあるうと思えます。その統一化をしなくてはならないというふうに考えています。いろんな角度から見れば、いろんな方向性も見出しながら、全体的な子育て支援や、また、子供が住みやすい環境を作るべく、これからも夢と希望を与えるようなまちづくりをしてまいりたい。その一つひとつが、やはり子供という大切な宝を私たちはどう守っていくかということが大変大事であろうかなと、特に子供支援に対してはこれからも精一杯の努力をしてみたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。具体的にお聞かせいただけませんでしたが、終わります。（笑声）

○議長（吉田雅範）以上で十一番藤富美恵子議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確に願います。

一般質問を続けます。

十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして質問をさせていただきます。

一番目、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策。

（二）首相の小・中・高等学校・特別支援学校の一斉休校要請への市の対応についてでございますけれども、昨日からの市議会議員の皆さん方の質問に答弁されておりますので、重ならないように質問いたしますけれども、答弁書はいただくようお願いしておきたいと思えます。

昨日、今日の答弁を聞いておきますと、やはり対応の中で学童保育所は通常の預かり人数よりも増えて、開所時間も朝からということで大変な状況になっておりますし、やはり感染の危険性は今までよりも高くなっているんだということが専門家の意見です。だからこのことも保護者・関係者・担当者の意見も踏まえつつ改善していく必要があるのではないかなというふうに考えます。

また小・中学校におきまして、預かっている子供さんたちにおいては、いろいろ制限がありまして、なかなかストレスが溜まるのではないかとこのように言われておりますから、この点についても改善が必要ではないかと思えます。

全国的な状況を見ますと、こういったことについての改善をどんどんやられているところもありますので、五條市も取り組まれるよう求めますけれども、私のつかんでいる範囲内で全国的な状況を申し上げますと、神戸市におきましては、感染防止対策として、マスクやうがい、そして温い服装等々、防止対策をとって公園、そしてまた学校のグラウンドでの遊び、スポーツも推奨しているという学校も生まれておりますし、これは神戸市だけではなしに全国あちこちで生まれております。

また奈良県下では、子供食堂が一律休校要請以後、危険やからということに閉めた子供食堂がたくさんありますけれども、それとは反対に政府の要請以後、感染防止対策を完全に取って、例えば体温を測った証明書を提出する、その他マスク、うがい、手洗い等々全ての防止対策を取って、政府の一律休校要請以後に新たに子供食堂を開店したところも生まれています。そういう状況もありますから、五條市におきましても、もっと子供たちが感染しない方法で勉強の遅れ、ストレスの溜まらない方法をさらに検討していただくことが大事ではないかと思えますけれども、その点どうですか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

二月二十七日、安倍首相による政府方針の発表があり、二十八日付けで全ての小・中・高等学校・特別支援学校の休校措置について要請がございました。

本市では、三月二日から休校する要請を受けましたが、休校の措置の理由、休校中の子供たちの過ごし方について直接指導することの必要性から、三月二日は午前中のみ登校させ、三月三日から休校といたしました。二月二十八日に学校に対して休校についての通知を示し、子供たちへの指導とともに保護者向けの文書を作成し、三月二日付けで配布をいたしました。以降の取組につきましては、先に答弁させていただきましたとおりでございます。

どのような方法をとっておるかと言いますのは、午前中子供さんをみられない御家庭につきましては学校に登校してもらっております。文部科学省からは、一メートル以上間隔をあげた状態で学習するように、というような指針も出ておりますので、そのようなやり方で子供たちを預かっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ほかの自治体、学校での例も先ほど明らかにしましたので、五條市も検討されるように。

次に感染しているかどうかの検査、PCR検査と言われておりますけれども、この検査を五條市民の皆さん方が受けたいと思うときにはどこに相談してどういう手続を取ったらいいのですか。

○議長（吉田雅範） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

PCR検査につきましては、政府が公的医療保険を適用したことによりまして、医療上の必要性に基づき医師が判断し実施できるようにしました。このことにより保健所を通さずに、必要な人が検査を受けやすい状況となっております。おるところでございます。

さらに、この公的医療保険を適用した場合の検査費用、自己負担分につきましては、公費で補填され、患者負担は生じないことも承知しておるところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そしたら、もう少し質問しますけれども、五條市内、またこの周辺でPCR検査をしてくれる医療機関はどこですか。専門家の説明ですけれども、これまでどおり帰国者・接触者外来を中心に、プラス都道府県が指定する医療機関も検査できるようになったというふうな説明されておりますけれども、この五條市、奈良県では帰国者・接触者外来はどこなのか、何箇所あるのか、それとは別に都道府県が指定する医療機関はどこなのか。どうですか。

○議長（吉田雅範） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず県内で検査ができる機関につきましては八箇所ございます。

それとあと一般にPCR検査をする状況でございますけれども、今、ニュース等では言っていることとございますけれども、現在、奈良県の方におきましては、外来診療体制において当面の間は、院内感染防止及び検査の精度管理の観点から、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関においてPCR検査を実施するというふうな指針で動いているところでございます。

実際問題、五條市内でのこういった機能を有しておる病院というのは現在のところ確認はされていないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そしたらね、今答弁あったことと私が説明したことは大体一致するわけですね。だから市民の皆さん方から五條市役所に問合せがあった場合、的確にまずここに相談してくださいという相談窓口をちゃんと説明できる体制を取っておかなければならないと思うのですね。今の答弁、私の説明だけでも県内で八箇所プラス県が指定した病院だけですからね、数ははれているわけですから、この病院、この病院と、住所はここにありませんということも市民の誰から聞かれても答えられるだけの準備をしておかなければならないのと違いますか。この担当課でもそれを答えられるように、同時に五條市内のお医者さんにもこういう問合せがあったときには、このようにお答えくださいという、五條市内の開業医の皆さん方にも、公共の病院にも、そのことを依頼せないかんとお思いますね。そうでないと、市民の皆さんが、検査受けようと思っても市役所に相談しても分からない、市内の病院の先生に相談しても分からないでは、すぐ検査を受けられませんから、そのことを強く求めておきたいというふうに思います。

萩生田文部科学大臣もこの間の国会の答弁で、地方自治体の自主的な判断を尊重するというふうに答弁していきまして、当初の一律休校要請は強制しないという答弁をしていますから、一律休校の要請にとられずに子供・保護者の皆さん方の意見をよく聞いて改善と検査体制がすぐ分かる体制を取れるように強く要望しておきます。

その次、保護者・関係者の要望と負担への対応ですけれども、もう御存じのように保護者の負担、関係者の負担、給食が中止されていますから、給食の材料として納める農家の皆さんやら牛乳の業者さん、みんな一定期間、需要がストップになりますから大変な負担になっています。その他いろいろありますからね。今、政府はそういった全国の保護者・関係者・被害者の皆さんの声にこたえて、また野党、各党の国会議員の質問に対しまして、助成対策をこの間発表しています。皆さん方はもう御存じだと思いますけれども、もう一度簡単にだけ申し上げますけれども、休業中の給料に助成ということで、臨時休校を受け、仕事を休んだ保護者に給料を支払った企業に対し助成する制度を創設すると発表しました。

正社員だけでなく、非正規労働者も対象で、上限は一日当たり八千三百三十円ということがあります。そしてもう一つは、公務員に特別休暇ということで子供の世話で勤務が難しい国家公務員や非常勤職員が、有給の特別休暇を取得できるようにする通知を人事院が各府省に発出したということですね。これを踏まえて総務省は全国の自治体に対して地方公務員でも同様の対応を取るよう求める通知を出しましたというふうに言われております。

また検査費の負担分の補填につきましては、PCR検査に公的医療保険を適用した場合、今は場合によっては適用できませんけれども、検査費用の自己負担分を公費で補填する考えを示したということですね。それともう一つは、三月五日、江藤農林水産大臣は、給食が休みに伴っ

て牛乳が滞るということについては、加工用に転売価格の差を補填して取るようにするというように言っていますし、農家の皆さん方のこういった相談窓口を各地方農政局に置くことを検討するというところも答弁しております。

そのほか三月六日、厚生労働省は朝から開所している学童保育所、この補助について、今までは一日一万二千円でしたけれども、二万円上げて三万二千円にするとう発表していますから、五條市は該当しますね。

それともう一つは、三月七日安倍首相が中小企業に対しまして実質無利子無担保の融資を行うということを答弁しています。またこれに関連して、雇用調整助成金を拡充するというふうになっておりますから、こういった国民の皆さん方の要望に基づいて政府が答弁した助成、補助の制度を一刻も早く市民の皆さん方に知らせてもらうべきだと、これは申請の期限がありますから期限が過ぎたら何ぼ申請しても受け付けてくれませんか。だから皆さん方、私が申し上げたこと全部関係省庁に聞いたら分かることですから、遅れることなく市民の皆さん方にお知らせするように、これが大事だと思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（吉田雅範）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず私の方からは、三点ほど回答させていただきます。

まず一点目としまして、新型コロナウイルスの感染症対策防止策として、小学校等が臨時休校した場合に、その小学校等に通う子供の保護者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規職員・非正規職員を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を政府が創出すると打ち出したことにつきましては、承知しているところでございます。

二点目としまして、公務員に対しても有給休暇の特別休暇を取得できるようにすると人事院が発出したことに伴いまして、本市におきましても早急に、小学校等の子供を持つ職員及び臨時、又は嘱託職員に対し、三月四日付けで特別休暇取得について庁内情報にて周知したところでございます。

三点目につきまして、先ほど回答させていただきましたPCR検査につきましては、公費で補填をするということで患者負担はないということも承知しておるところでございます。こちらの三点につきましては、適切な情報を正確に発信していきたいと思っております。でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）私の方から今、答弁があった三つ以外でも明らかにしておきますから、関係省庁に聞きただして、すぐ市民の皆さん方に、関係者にお知らせをしていただくように強く求めておきたいと思えます。

また奈良県下では、奈良市が保育所を休んだ方に日割りで保育料を返金するというのが、この間奈良新聞で発表されていました。また融資制度の利子補給を、セーフティネット保証四号を活用してやるというのも、奈良市が踏み切ったわけです。五條市もこういった内容の検討もされまして、市民の皆さん方に必要ということであれば踏み切られるように強く求めておきたいと思えます。

次いきます。

大きな二番、自衛隊の中東派遣から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致及び二、〇〇〇メートル級滑走路計画の危険性と災害の原因をなくす効果的な取組についてでございます。

(一) 国会審議を経ずに閣議決定した自衛隊の中東派遣及び憲法改正の危険性についてということでございます。もう御存じのように、安倍政権は昨年十二月二十七日に中東への自衛隊派遣を国会承認なしで閣議決定しました。そして今年の二月二日、海上自衛隊第六護衛隊所属の護衛艦たかなみが横須賀基地を出港しました。中東の情勢はもう皆さん方も御存じのように、一月のアメリカによるイラン司令官の暗殺とそれに対するイラン側の報復攻撃が続く一触即発の中東情勢であったわけです。しかし、こういう情勢の中でも安倍政権は自衛隊を派遣したわけでありまして、自衛隊の派遣によって近辺には一層軍事的な緊張を高めているということでありまして、派遣された隊員は、大変危険な状況にこれからさらされることとなります。大体一年間ですから、隊員は四箇月、五箇月での交代になるということでありまして、どちらにしても日本と世界の平和を考えるならば、これだけ緊張が激化したところへの自衛隊派遣はどの角度から見てもいいことがないのではないかとこのように考えています。

自衛隊駐屯地の誘致を掲げ、最近は一、〇〇〇メートル級の滑走路を計画している五條市と奈良県から言えば、それはもう関連してきますから、よく検討して見直すべきだということふうに思っていますので、このことを強く求めておきたいと思えます。

時間が短縮されておりますので、この答弁はもう結構です。  
次いきます。

(二) 自衛隊と米軍による国内での訓練・演習による危険性についてでございますけれども、去年の定例会では安全保障法制が強行可決された二〇一五年から二〇一八年までの陸上自衛隊だけのアメリカ軍等々の訓練状況を明らかにしましたけれども、今日は二〇一八年の陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、統合幕僚監部のアメリカとの共同訓練を明らかにしますと、陸上自衛隊では二〇一八年一年間で十五回行っております。

海上自衛隊は四十九回、航空自衛隊は十五回、そして統合幕僚監部という管轄の訓練も九回やっています。合計八十八回、二〇一八年度一年間でね、これだけやっているわけです。そしてそういった訓練のもとで、日本の国民は大変危険な状況にあり被害も出ておりますけれども、一番大きな被害は沖縄であります。今年の二月十二日には沖縄県の米海軍F/A-18戦闘機の給油口を覆うパネルカバーが落下し

て知事が早速抗議をしています。また今年の二月二十五日には沖縄県の米海軍ヘリコプターが墜落しております。また、この三月五日には秋田県の秋田市議会が総務委員会を開きまして、陸上自衛隊の新屋演習場への陸上配備型イーグリス・システムの配備には反対という決議を全会一致でされております。全会一致ですから、自民党さんも公明党さんも他の野党もみんなです。こういうふうに細かいことを明らかにすれば、まだまだたくさんありますけれども、やはりこのアメリカと日本の自衛隊の訓練によつて、大変な被害と危険を高めているわけですから、こういう最近の日本の自衛隊と米軍の訓練に對しまして、軍事問題に詳しい瀨瀨という明治大学の特任教授はこう述べています。今までの自衛隊と米軍の訓練は戦争に備える防衛的な訓練やったと、しかし、現在は戦争する攻撃的な訓練になってきていると、こういうことですね。F35戦闘機を百五機爆買いするということにも象徴されているように、いわゆる軍備も、守る軍備よりも攻める軍備を整えているということと同時に、今この明治大学の特任教授が言っているように、防衛的な訓練から攻撃的な訓練に変わってきているということになっております。

従いまして、この五條市で陸上自衛隊、また二、〇〇〇メートル級滑走路をつくった場合は、この自衛隊とアメリカ軍の訓練・演習等々に利用されることにつながることは十分考えられますから、これはやはりこの計画を見直すべきだということを強く求めます。

この間、二月二十七日に私は奈良県の共産党の県議会議員と一緒に、防衛省へ交渉に行つてまいりました。そこでいろいろ質問しましたけれども、防衛省の返事は数十年前から奈良県知事と五條市長は陸上自衛隊駐屯地の誘致要請に来ていますけれども、現在、国の財政の厳しさもありまして、五條市に陸上自衛隊駐屯地を配置するという返事はしておられないということ。そう言うと同時に、陸上自衛隊駐屯地を誘致しても、災害救援の任務にだけあたる目的で配置する陸上自衛隊は一つありませんと、政府防衛省の方針に従つて動いてもらう陸上自衛隊になりますというふうに、これも答弁していました。こういうことで、何ば災害救援ということが口実であっても、五條市に配置されたら、それ以上の中心任務、つまり政府防衛省の方針で今明らかにしたような防衛の訓練から攻撃型の訓練を行うような陸上自衛隊にもなる、ということが十分考えられるわけですから、私は五條市のこの静かなまちへ、今挙げたような攻撃型の自衛隊に変わってきているその陸上自衛隊の駐屯地を誘致すること、また二、〇〇〇メートル級の滑走路を誘致計画することを見直すべきだというふうに強く求めますが、答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

県は南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に、紀伊半島の中心に位置する五條市に二、〇〇〇メートル級滑走路を有する大規模広域防災拠点があれば、紀伊半島沿岸地域への支援拠点として最適であるとの考えから、陸上自衛隊駐屯地の誘致に先行して、その施設整備のための調査を進めているところでございます。



また、県の発表によれば、第一期として「広域防災拠点」を整備し、第二期として「六〇〇メートル級滑走路を有する大規模広域防災拠点」を整備して、第三期は最終期として、「二、〇〇〇メートル級滑走路を有する大規模広域防災拠点」を整備することとされており、市としても地籍調査などの協力を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今明らかにしたように、災害救援の目的だけで陸上自衛隊が配置されることはない、防衛省は言っているわけですからね、本当の任務は災害救援と違いますからね。今までの自衛隊法の中にも、現在の自衛隊法の中にも、災害救援が主要な任務ではないんですよ。だから、やはりよく慎重に分析して考えるべきだと、そう言ったことをせずに誘致だけに走るのは五條市民と奈良県民に責任を果たしていかないということになるのではないかと思います。

次いきます。

(三) 陸上自衛隊駐屯地及び二、〇〇〇メートル級滑走路計画に関する費用負担です。二十一日、防衛省に行ったときにも、この点について聞かせてもらいました。防衛省の返事は、いわゆる陸上自衛隊を五條市に配置すると防衛省が決めた場合は、ほとんどの費用は防衛省、国が負担することになるでしょうと、しかし防災目的の二、〇〇〇メートル級滑走路につきましては、防衛省の許認可権限には及びませんと、だから奈良県知事と五條市長が作るということになっても、財政負担を防衛省はできませんと、こういうふうに言うてます。しかしその中で奈良県知事も言うていますし、太田市長も定例会の報告の中でそのことを言うておるわけですけれども。

ここに、昨年十二月三日の奈良新聞で「太田市長に聞く」という記事がありますけれども、市長は奈良新聞の問いにこう答えていますね。「五條市に県の広域防災拠点を整備しようとして進めております。候補地の地積測量をして来年度から用地交渉に掛かりたいと思います。そこには知事が選挙公約にもされておりまして二、〇〇〇メートル級の滑走路をつくる計画もあります。」と、奈良新聞の問いに、太田市長は地積測量をして、来年度から用地交渉に掛かりたいと言っているわけですけれども、この二、〇〇〇メートル級滑走路をつくる上において、費用負担はどのように考えているのか、答えていただきたいと思えます。

○議長（吉田雅範）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

県大規模広域防災拠点の整備と陸上自衛隊駐屯地の配置に関する費用負担につきましては、県大規模広域防災拠点が県事業であることから、市としての負担は想定しておりませんが、関連事業等が発生すれば、今後県と調整することになります。

また、陸上自衛隊駐屯地が配置される際には、その機能分の費用は防衛省が負担するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 答弁にもありましたように、二、〇〇〇メートル級滑走路は奈良県と五條市とそして国のどの省になるかは知りませんが、奈良県知事と五條市長が要望をされた場合、費用が出るか出らないかは知りませんが、要望された場合はされるということを考えているか知りませんが、そう簡単に費用が出るものではないということですね。

従いまして、やはり防災口実の施設には、防衛省はお金を出せないと言っているわけですから、奈良県が出すということは県民税を払っている県民の負担であり、五條市が幾らかでも出すということになれば、市民の税金の負担になるわけですから、やはりこの二、〇〇〇メートル級滑走路の効果を考えれば、私はもつと慎重に検討すべきだというふうに考えます。そのことを強く求めておきたいと思えます。

次いきます。

最後、大きな四、大災害の原因である地球温暖化防止対策と上流ダムの緊急放流防止の取組の強化でございます。

もう皆さん方も御存じのように、最近の台風そして豪雨、そして強風・熱波等々の原因は、やはり地球温暖化にあるということはアメリカの専門学者も日本の専門家もほとんど指摘しているとございます。従いまして、過去に紀伊半島大水害の前もその後も、大きな被害を受けた五條市もこの原因をなくす取組にもつと力を入れなければ、市民の皆さん方への責任を果たしたということにならないのではないですか。陸上自衛隊駐屯地が配置されても、二、〇〇〇メートル級滑走路ができて、この大災害の原因をなくすことが一〇〇パーセントできませんよ、原因をなくすのは。災害発生後の救援には自衛隊員の皆さんも頑張ってくれた、これは目の前で見ていますから分かります。二、〇〇〇メートル級滑走路も、私はヘリコプターの方は救出・救援には大きな効果があると思えますが、二、〇〇〇級メートル滑走路は、この五條ではその役に立たないのではないかとこのように思います。そういうことから考えますと、やはり五條市もこの異常気象の原因をなくすことにもつと頑張らないかと思うのですね。

そんな中で、早速、今国会におきまして大変いい取組が発生しました。この間、二月二十日に衆議院・参議院両院で気候非常事態宣言の決議を目指す超党派の議員連盟が二十日に発足しています。国会内で設立総会を開きました。共同代表幹事となったのは自民党、公明党、立憲民主党、国民民主党そして維新の会、そして日本共産党、そして社民党はメッセージで、参加はしておりませんが、このように超党派が今の異常気象をなくさなければならぬということ、いよいよ立ち上がってくれているわけですから、これと歩調を合わせて、五條市はやはり頑張るべきだというふうに強く求めます。

奈良県では生駒市が温室効果ガスのゼロを目指した取組を今もう始めています、条例も作って。だから奈良県でもそういう状況になつていきますから頑張らなければならないというふうに強く求めます。

皆さん方御存じのように、地球温暖化に影響しているガスには何種類もあります。その中でも一番地球温暖化に悪い影響を与えているのが二酸化炭素で、あといろんなガスが数種類あるわけですが、その中でも二酸化炭素が一番大きな悪影響を与えているのですけれども、その二酸化炭素をたくさん発生する火力発電所が、今の日本には百二十四基あるんですね、百二十四基。さらに安倍政権は二十基を新設する計画を持っているということです。ただ百数十基ぐらいだったらそんな影響はないん違うかと思えますけれども、科学者の発表では石炭火力発電所一基で、百六十二万世帯の二酸化炭素を発生させるんです。百六十二万世帯。だからね、今、百二十四基で新たに二十基と言われているんですけども、これだけでもこれに掛ける百六十二万世帯ですから、火力発電所一基当たりの地球温暖化に与えている影響はものすごい大きいということでありますから、このことを我々も根拠に安倍政権に求めていくべきだというふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（吉田雅範）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

地球温暖化の防止対策につきましては、近畿市長会を通じて、パリ協定の実施ルールを骨子とした地球温暖化防止対策の強化及び国を挙げた温室効果ガスの排出減少と低炭素社会の構築のための政策推進を政府に要望しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）議長ちよっとお願いがあるのですけれども、次は三番ですけれども、四番と三番をちよっと入れ替えさせてもらいます。四番を先に。

○議長（吉田雅範）はい、分かりました。

○十二番（大谷龍雄）四番、楽天株式会社に対して公正取引委員会が東京地方裁判所に行った緊急停止命令の申立てによる本市との契約の検討についてでございます。今、テレビ・新聞で楽天株式会社ことは再々報道されておりますから、もう御存じだと思えますけれども、なぜこういう問題が起こったのかと言いますと、いわゆる楽天株式会社は三千九百八十円以上を利用した皆さん方への送料を、一律無料にするとう表しています、数箇月前に。ところが、無料にするその負担はどこに出してもらうのかと言いますと、いわゆる出店業者に負担してもらいますということであつたわけです。ところが、出店業者の皆さん方はそれをやられたら営業に大きな悪影響があるということで、出店業者の皆さん方は組合を作って楽天株式会社の社長と、この間交渉しておつたのですけれども、しかし、それがなかなか解決できないということで公正取引委員会にも要望をしておりました。その中で公正取引委員会が、これは独占禁止法の疑いがあるということで調査に、昨年でしたか、年末に入ったわけです。その調査の中で今回のように東京地方裁判所に公正取引委員会が独占禁止法の疑いがあると、だから楽天株式会社のやろうとしていること緊急停止命令を下してくださいという訴えを東京地方裁判所に行ったわけであります。その中で、直後、最近の報道で

は楽天株式会社はもう送料無料を延期しますという態度に変更したわけです。そしたら反対しておった出店業者の皆さん方が納得したのかという、そうではないんですね。

出店業者の皆さん方の意見を明らかにしますと、楽天株式会社の発表によれば、無料化の適用除外を申請すると検索で不利になり、コンビニやロッカーなどでの受け取りができなくなると、だから延期というふうに楽天株式会社は発表していますけれども、出店業者にはまだまだ不利益があるということで声を上げておられます。こういう経過でありますけれども、やはりこれからの状況、よく楽天株式会社の行動を見て、法律違反とか明らかに大きな問題だと思いう状況になれば、楽天株式会社との契約はよく検討して問題があれば破棄すべきだというふうに求めますけれども、どうですか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本市では、ふるさと納税の返礼品掲載サイトとして楽天ふるさと納税サイトを活用しているところでございます。

ふるさと五條市応援寄附金推進事業実施要項に基づき、ふるさと納税参加事業者が返礼品の発送に要した費用につきましては、これは本市が負担をしているところでございまして、ふるさと納税参加事業者による送料負担がないものでございます。

なお、今後の対応につきましては、これからの動向、これを注意深く見守りまして、その内容によっては本市の入札参加停止等措置の規程等を参考に対応を検討してまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。五條市が何も負担もないし影響を受けていないということであっても、他の出店業者に対して法律違反とか大変な問題押し付けているということが続けば、やはりそれは五條市の契約は個人の契約違いますからね、市民の皆さん方の税金を基に契約しているわけですから、その方向を検討されることを望みます。

最後、質問しますけれども、平成三十年年度決算でふるさと納税をいただいた額は幾らになるのか、総額そして件数を明らかにしていただきたい。

そしてもう一つは、返礼品の総額、件数、もう一つは楽天株式会社に支払った委託料、平成三十年年度決算で幾ら払ったのか、それを答弁してください。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

平成三十年度の楽天ふるさと納税サイト分の寄附総額につきましては四千百十九万五千円、寄附件数は三千六百三十二件でございます。

また楽天株式会社に対して支出した委託料でございますけれども、二千二百五十八万四千四百七円でございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）この際、申し上げます。大谷龍雄議員の一般質問の残り時間は約十分でございます。十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁、確認しますよ。ふるさと納税でいただいた税金の総額が四千数百万円でしたね。楽天株式会社に払った委託料二千数百万円という答弁ありましたね、そんなやね……、そして二千数百万円の中には返礼品の三割は含んでいるのですか、委託料とは別ですか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

返礼品は議員御指摘のように寄附額の三割以内でございますが、これも含めての額でございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）返礼品の総額と楽天株式会社との委託契約の金額と別に答弁してください。

……時間がないので、もう後で結構です。

そしてら最後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理について。

一般廃棄物と産業廃棄物の混入防止対策ですけれども、五條市の廃棄物の処理を担当していただいている一般廃棄物の処理と産業廃棄物の処理を一業者でされている業者はありますか。どうですか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

一般廃棄物と産業廃棄物の混入防止対策について、五條市の収集・運搬に関する現在の状況について説明いたします。

一般的に産業廃棄物が混入する場合は、一般廃棄物許可と産業廃棄物許可の両方を持つ事業者が、意図的あるいは誤って混入する場合は想定されます。

五條市の場合は、事業系一般廃棄物については、五條市で収集・運搬を行うことが困難であるため、基準を満たしている事業者一社のみ収集・運搬を許可しております。

実際の運営につきましては、当該事業者が独自に料金を徴収して収集・運搬が行われております。

産業廃棄物の収集・運搬については、奈良県が許可する事業者がこれに該当しますが、令和二年三月現在、五條市の一般廃棄物の許可業者で産業廃棄物の許可を取得している事業者はございません。このため、五條市の各事業所が排出する一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬を、両方行う事業者は存在せず、両廃棄物を混入してやまとクリーンパークへ持ち込まれる可能性はないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）一業者で、両方の処理を受けている業者はないということですが、しかし御所市の状況を見ておたら一般廃棄物を担当している業者でも産業廃棄物を入れ込んでいるということも考えられるということですから、安心せずに監督・監視の目を続けていたいただきたいというふうに求めておきます。

最後、この間の定例会でし尿汲取料金の適正な価格を審議していただいております審議会に對しまして、平成三十年年度の決算で、五條市の業者に入った収入の全額は幾らなのか、それを審議会の皆さん方にお知らせしたか、ということを質問してまいりましたけれども、皆さん方の試算の資料をいただいたところから言いますと、平成三十年年度の決算では、一八リットル当たり八十四円分しか業者には入っておりません。十六円分はまだ入っておりませんから、八十四円分だけを申し上げましたら、し尿の方では合計四業者で一千七百五十八万円です。浄化槽の方では二千三百九十万幾らかですね、合計四千四百四十八万幾らかが業者の皆さん方の収入になっているわけです。業者数は、四業者ないし五業者でありますから、これは単純には割ることは正しくありませんので言いませんけれども、大体この四千四百八十万円は許可業者の皆さん方の収入として入っているということを審議会の皆さん方に報告されたかどうか、その辺答弁してください。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市し尿汲取料等審議会に提示させていただいた料金については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第十二項の解釈により、「一般廃棄物処理業者が市民から受け取る料金は、原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等、適正かつ合理的なものとするのが望ましい」とされていますので、五條市と収集運搬業者双方が、収集運搬に必要な人件費、車両、事務所費用及び金利等の経費を積上げた原価に適正な利潤を加えた額を提示させていただき、五條市し尿汲取料等審議会に審議していただきました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）四千四百四十八万円についてはちょっと明確な答弁はありませんでしたけれども、これも含めてお知らせしたということではありませんので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。御苦労さまでございました。

○議長（吉田雅範）以上で十二番大谷龍雄議員の一般質問を終わります。

トイレ休憩及び答弁補助員の入替えのため、二時十五分まで休憩いたします。

午後一時五十八分休憩に入る

午後二時十二分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（吉田雅範）本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に日程第二、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第一号 令和二年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。松本土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 松本成人登壇〕

○土地開発公社事務局長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第一号、令和二年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について、主な項目を地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市土地開発公社事業計画書、予算書、資金計画書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に令和二年度事業計画から説明させていただきます。

まず、土地開発公社が実施する用地造成事業に係る一般用地取得造成事業計画でございますが、新規事業につきましては、令和二年度の計画はございません。

次に、継続事業につきましては、今井島台工業団地の用地維持管理事業費及び基金からの借入金支払利息といたしまして二十三万二千元を計上いたしております。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと存じます。

市からの依頼に基づき、公共事業に必要とする土地等を先行して取得する事業に係る公共用地取得事業計画でございまして、新規事業につきましては、ございませぬ。

次に継続事業でございしますが、事業用地名一の二見公共用地から三ページの七の野原新町公共用地までの七つの事業用地につきましては、事業計画費を合計百二十八万三千円計上いたしております。

事業概要といたしましては、草刈等の用地管理経費及び借入金支払利息となっております。

事業計画については以上でございます。

続きまして、令和二年度予算を御説明申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額でございますが、公社の単年度における経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

収入の部では、第一款土地開発事業収益といたしまして、一億七百九十九万五千円を計上いたしております。

収入の部における内訳でございますが、第一項の土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります事業収益につきましては、土地売却収益として、五條中央公園拡充整備事業に係る今井島台工業団地等の用地売却による収益として一億五百七十万円を計上いたしております。

次に、第二項では、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります事業外収益としまして、JR五条駅前臨時駐車場運営及び公社所有土地貸付等に伴う収益二百二十九万五千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款土地開発事業費用といたしまして、一億四百七十四万三千円を計上いたしております。

次に、支出の部における内訳でございますが、第一項の土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、五條中央公園拡充整備事業に係る今井島台工業団地等の用地売却による土地売却原価一億二百六十万円並びに事務的経費であります一般管理費として五十四万五千円の合計一億三百四十四万五千円を計上いたしております。

次に、第二項では、主たる事業活動以外の活動により生じたものであります事業外費用としまして、JR五条駅前臨時駐車場の運営経費であります駐車場管理費及び雑支出を合計百九万八千円、さらに第三項では予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、五ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条の資本的収入及び支出の予算額でございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産の増加に係る支出や負債の減少に係る支出及びこれらのために必要な資金収入を計上するものであります。



また、資本的収入額の三十万一千円が資本的支出額の一億六百七十九万五千円に対して不足する額である一億六百四十九万四千円は、損益勘定留保資金で補填するものとしたしております。

まず収入の部でございますが、第一款資本的収入といたしまして、三十万一千円を計上いたしております。その内訳でございますが、第一項で、市からの利子補給金三十万一千円を計上いたしております。

これは、土地開発公社経営健全化対策の一環として、公社保有土地の簿価上昇の緩和を図るため、借入金に係る支払利息に対して、市から補給を受けているものでございます。

次に、支出の部でございますが、第一款資本的支出といたしまして、一億六百七十九万五千円を計上いたしております。

支出の部における内訳でございますが、第一項では用地取得造成事業費として百五十六万五千円を計上いたしております。各事業用地の維持管理経費等を百二十六万四千円、市基金に対する借入金利息を三十万一千円計上いたしております。

次に、第二項では、借入金償還金としまして、市基金への償還金一億五百二十三万円を計上いたしております。

予算については、以上でございます。

続きまして、令和二年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明を申し上げました「二」の事業収益から「三」の利子補給金に「四」の前年度繰越金を加えまして、合計で一億二千六百十三万七千円でございます。

次に、二の支払資金でございますが、「二」の事業費用から「五」の借入金償還金に「六」の未払金を加えまして、合計で一億一千三万円となっております。差引で一千万七千円の黒字資金収支を見込んでおります。

続きまして、七ページから八ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、令和二年度予定貸借対照表でございます。令和二年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和三年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計の二十億六百九十三万八千円に對しまして、次の八ページにございます、負債合計が十七億九千六百八十五万円、資本合計が二億一千八万八千円で、負債・資本合計は二十億六百九十三万八千円でございます。

引き続き、九ページを御覧ください。

ただいま、御覧いただいておりますものは、債務に関する計画書でございます。長期借入金の令和元年度末の債務額十五億二百八万円に對しまして、令和二年度中に一億五百二十三万円の償還を予定しており、令和二年度末の債務額は、十三億九千六百八十五万円となる見通し

でございます。

続きまして、十ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、令和元年度予定損益計算書でございます。令和元年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載して、当年度の経営の状況並びに純損益を表示するものであります。

事業収益の一億四千八百九十三万二千円から事業費用の一億四千二百六十三万一千円を差し引いた額であります六百三十万一千円と事業外収益の八十二万五千円から事業外費用の六十万六千円を差し引いた額であります二十一万九千円の合計金額であります六百五十二万円が令和元年度の純利益となる見通しでございます。

続いて、十一ページから十二ページを御覧願います。

ただいま御覧いただいておりますものは、令和元年度予定貸借対照表でございます。令和元年度における当公社の財産状況を明らかにするために、貸借対照日であります令和二年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計の二十一億一千三万八千円に対しまして、次の十二ページでございます。負債合計が十九億三百二十万二千円、資本合計が二億六

百八十三万六千円で、負債・資本合計は二十一億一千三万八千円となる見通しでございます。なお、十三ページ以降の令和二年度五條市土地開発公社予算説明書につきましては、説明を割愛させていただきますので、後刻御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今報告いただきましたけれども、現在土地開発公社が管理している土地でこれから先々の事業と併せて検討した結果、この用地はもう要らないと、売却対象にする土地だというような土地はあるのかないのか、あればこの予算書の中のどの土地になるのか、答弁願います。

○議長（吉田雅範）松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

公社では現在保有しております土地を整理し、把握し、そして将来的にも活用しないといった土地を精査しておるところでございますが、現在のところは確実にここを使用しないといったところは明確には申し上げることはできません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そしたら現在土地開発公社が管理している土地は、二ページ、三ページ土地、一から七まで、これで全部ですか。これ以外にありますか。

○議長（吉田雅範） 松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらにございます八事業用地のほかにも保有土地がございます。全部で令和元年度末では十二事業用地でございますので、あと四事業用地これとは別でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 維持管理するだけでもこれはお金要ってますやろ。従いまして、先々の五條市の必要な事業に照らして、これはもう要らないという土地を明らかにして、その土地はこの間の広報五條に土地の売却が入っていましたね、あれどこでしたか。そういうふう先々のことを考えて、これはもう手放してもいいという土地は、一番効果的な方法で処分を検討する必要があるのではないかとということをおっしゃいます。

以上です。

○議長（吉田雅範） 質疑を終わります。

以上で報第一号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範） 次に日程第三、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 報第二号 令和二年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（吉田雅範） 報告を求めます。谷口大塔支所長。

〔大塔支所長 谷口晶紀登壇〕

○大塔支所長（谷口晶紀） ただいま上程いただきました報第二号、令和二年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきまして

て、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

令和二年度は、平成三十一年度に就任した民間の理事の下、観光事業の促進に努め新たな利用客の獲得を図り、運営の合理化を目指し、経費削減に努めるとともに、各施設の認知度を高めるため積極的な営業、広報活動を行い収益の増加に取り組んでまいります。

あわせて地域商社を立ち上げ、五條市の地方創生事業と連動し、官民連携による地域資源の活用に取り組んでまいります。

まず初めに、令和二年度収支予算について御説明申し上げますので、別冊の令和二年度事業計画・収支予算書を御覧願いたいと存じます。二ページから三ページを御覧ください。

令和二年度における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算でございます。

当期収入、支出予算額はともに一億五千五百八十八万円で、前年度に比べ五百二十九万六千円の増となっております。

収入の主なものといたしましては、ロッジ星のくへの宿泊事業収入三千六百五十万円、道の駅などの売店事業収入五千五百十万円などの事業収入として一億七百七十万六千円、五條市からの指定管理料として委託金収入四千百九十六万二千円などを見込んでおります。

次に、支出の主なものといたしまして、事業費支出においては、売店販売用商品購入代としての仕入高二千九百四十二万五千円、職員九名の給料手当三千六百八十五万六千円、電気・ガス代などの光熱水料費一千七百四十七万円、食材購入費としての原材料費一千百六十七万円などとなっております。

また、管理費支出においては、職員一名の給料手当四百五十万円、全職員の福利厚生費百五十五万円などとなっております。

次に、各事業別の主な事業について、御説明させていただきます。

四ページを御覧願います。

ふれあい交流館につきましては、当期収入、支出予算額ともに三千四百二十四万五千円で、前年度に比べ百九万五千円の増となっております。ドローン教室等の開催に伴う増加であります。

収入の主なものは、浴場利用収入などの事業収入一千三百八十二万円、委託金収入一千七百二十八万五千円であり、支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費八百五十五万円、ボイラーの燃料費六百九十万円などとなっております。

次に、五ページを御覧願います。

ロッジ星のくへのにつきましては、当期収入、支出予算額ともに四千九百八十八万円で、前年度に比べ四百二万円の減となっております。

収入の主なものは、宿泊事業収入などの事業収入四千二百八十万円、委託金収入六百十三万円であり、支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費四百五十五万円、食材購入の原材料費六百九十二万円となっております。

次に、六ページを御覧願います。

道の駅につきましては、当期収入、支出予算額ともに四千七百七十八万一千円で、前年度に比べ八百八十八万一千円の増となっております。これは新たにサンマ寿司の販売を始めることによるものです。

収入の主なものは、売店事業収入などの事業収入三千九百九十万円、委託金収入五百四十八万一千円であり、支出の主なものは、商品購入代としての仕入高二千六百二十三万五千円、電気代などの光熱水料費三百万円などとなっております。

次に、七ページを御覧願います。

大塔郷土館につきましては、当期収入、支出予算額ともに一千五百二十一万八千円で、前年度に比べ五万四千円の増となっております。

収入の主なものは、売店事業収入などの事業収入一千九十五万円及び委託金収入三百七十六万八千円であり、支出の主なものは、食材購入の原材料費四百二十万円となっております。

次に、八ページを御覧願います。

大塔水車施設につきましては、当期収入支出予算額ともに十二万円を見込んでおります。

次に、九ページを御覧願います。

福祉事業につきましては、当期収入支出予算額とも十一万六千円を見込んでおります。これは、令和二年五月からデイサービス事業を、大塔ライフハウスプロジェクトに移管することによるもので、一箇月分の予算であります。

最後に、十ページを御覧願います。

一般管理費につきましては、事務局費であります。人件費一名分と事業運営費等となっております。

委託金収入としては九百二十九万八千円を計上させていただきます。当期収入支出とも九百三十二万円を見込んでおります。支出といたしまして、株式会社設立に伴う各種登記業務を司法書士の方に委託するため、委託費として五十万円ほど計上いたしました。

なお、一ページの令和二年度事業計画につきましては説明を省略させていただきますので、後刻御清覧いただきたいと思います。

令和二年度におきましても、各施設の利用向上と経費の削減、大塔地域の特産品・ジビエ肉などの販売に一層努めてまいりたいと存じます。以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）二ページ全体のところをちょっと見ていただきたいのですが、事業の収入が四百七十一万五千円増えているということで大変有り難いなと思っておりますけれども、それに伴って委託金収入で三十四万七千円と三万四千円ですか、この辺は全体的な収入が上がる、ここって削っていけないのかなと、そのように考えるのですけれども、その辺今後の考え方を教えていただきたいと思

ます。

○議長（吉田雅範）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

委託金収入、これは指定管理料でございます。三千八百十九万四千円はふれあい交流館の指定管理料として大塔郷土館以外の分の指定管理料と、そして下の三百七十六万八千円、これに關しましては大塔郷土館のみの指定管理料ということで、この辺を分配しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい、それは存じ上げておるのですが、全体的な売上げが上がるとね、指定管理料ってだんだん減らしていけるのではないのかなという理屈になると思うんですけども、その辺の今後の考え方、今年度はこれでいかれるのでしょうか、今後の売上げが上がったら委託料というのは削っていけるのかどうか、その辺答弁いただきたいと思ひます。

○議長（吉田雅範）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

来年、再来年から地域商社の方に移行します。将来的には地域商社に移行すれば指定管理料というのもだんだん減っていく予定だと思ひます。ですけれども、その辺はまた今後新しい民間の理事の下でいろいろ協議して検討してまいりたいと思ひております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）来年度の道の駅のレストランの開業のめどがあるのか、その辺を教えてくださいいただけますか。

○議長（吉田雅範）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

令和二年度から新たな取組といたしまして、道の駅の方で以前テツカフェにしてあったレストランですけれども、こちらの方で新しい事業としてサンマ寿司を販売することになりました。その際に、道の駅でサンマ寿司を買っていただいてレストランの方で食事をしていただけるというふうなシステムで、今そういうふうな方向に持っていこうと思ひております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）以前にも申し上げたんですけども、休館日の折に、売店が開いておると思ひて階段を登って行かれる高齢者の方がいたの

を目にして、御指摘させていただいた後もまだ措置もされないで、二階の入り口の方に登って行ったお客さんがおられたのですけれども、その辺のことを改良されたのですかな。

○議長（吉田雅範）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

六月定例会だったと思うのですが、議員の方から御指摘があり、財団の方にお話しさせていただきました。その際に、休館の看板が分かりづらいというような指摘がございました。その際、財団の事務局の方から新たに上り口の柵に「営業中」もしくは「休館」というふうな表示板を設置したというのを聞いております。そういうふうになっていると思うのですけれども。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）山口議員、あと一回です。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ちゃんと措置をされたのですかと、言うたのは言うたけれども……、きちっと結果として表れておるかというのを答弁してもらわないと、あと質問できないんですよ。答弁になってないじゃないですか。

だから上がった人がいらっしやいますよと、申し上げているじゃないですか。財団の方に行って、看板立てた後、上った人がいないのかを確認したのですか。僕は見ましたよ、だからあそこにきちっとしたチェーンを張って上がって行かないようにしないと高齢の方が一、足を滑らしたりしたら大変なことになるので、だめでしょうということですよ。その辺はきちっとした……、いわゆるお客さんのことを思っている営業をしないとつまでたつてもこのレストラン、また、ふるさと財団の体質が変わらないと思うんですよ。私はその辺を申し上げておるんですよ。よろしいですか。

○議長（吉田雅範）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁はども失礼いたしました。

六月定例会の方で指摘されてから事務局にそのように指導させていただきました。一時鎖で上に上がらないようにしておったということを聞いております。

今後、そういうような状況がないように財団の事務局の方にも指導をしておきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）八ページお願いします。

この間広報五條でしたね、確か。大塔の水車を利用して水力発電をするんだというのが載っていたと思うのですけれども、ここの収入十二万円は売電収入なのか、それ以外の収入なのか、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、大塔水車施設の方は大塔の渡辺電気さんの方が利用していろいろ大塔地域の特産を作っていたいております。その施設の利用賃料ということで月一万円掛ける十二箇月ということで十二万円の収入ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたら、この間広報五條に確か載っていたと思うのですけれども、この大塔の水車を利用して水力発電をするというのは一般財団法人ふる里センターが水力発電をするのやなしに、お貸ししている人がすることですか、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

水力発電の利用につきましては、ただいまいろいろ試験中でございます。

今後、大塔地域の象徴となるような水車施設となることを願っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

以上で、報第二号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第一号 五條市立阪合部学童保育所条例の制定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）ただいま上程いただきました議第一号、五條市立阪合部学童保育所条例の制定につきまして、提案理由を御説



明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例の制定につきましては、学童保育所の利用を希望する児童の増加により、現状の施設での受入れが困難となることから、休所する阪合部保育所を活用し、新たに学童保育所を設置するため、本条例を制定するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは制定内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一条につきましては、施設の設置に関する事項を定めております。

次に、第二条につきましては、施設の名称を「阪合部学童保育所」とし、位置を「五條市中町三一五番地の一」と定めております。

次に、第三条につきましては、阪合部学童保育所の運営等については五條市立学童保育所条例を準用すると定めております。

最後に、第四条につきましては、この条例に関し必要な事項は規則で定めるとしてしております。

また、附則につきましては、一につきましては、本条例の施行日を令和二年四月一日と定めております。

二につきましては、準備行為について定めております。

三につきましては、本条例が令和三年三月三十一日限り効力を失うことを定めております。

なお、令和三年度からは、五條市学校適正化基本計画に基づき、野原小学校、阪合部小学校、西吉野小学校の統合後の小学校内に新たな学童保育所を設置する予定といたしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第三号 五條市大塔ライフハウス条例の制定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。谷口大塔支所長。

〔大塔支所長 谷口晶紀登壇〕

○大塔支所長（谷口晶紀）ただいま上程いただきました議第三号、五條市大塔ライフハウス条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、旧大塔小・中学校校舎を活用して大塔町における福祉事業を推進するため、五條市大塔ライフハウスの設置及び管理に関し、必要事項を定め、施設の円滑な運営を図っていくものでございます。

お手元の議案書十二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条では、施設の目的及び設置に関する事項を定めております。

第二条では、その名称及び位置を明記しております。

第三条では、管理の基本方針を明記しております。

第四条から第七条では、五條市大塔ライフハウスの利用に関して、利用許可、制限等について定めております。

第八条では、五條市大塔ライフハウスの利用が終わったときなどについて、現状回復の義務について定めております。

第九条では、損壊等の損害賠償責任について定めております。

第十条及び第十一条では、入館の制限及び入館する者の遵守事項等を定めております。

第十二条から第十五条では、指定管理者の管理及び業務の範囲、秘密保持の義務、指定管理者が行う場合の読み替えについて定めております。

第十六条では、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしてしております。

附則については、本条例の施行日を規則で定めた日としております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）大塔で障害者や高齢者の福祉サービスを展開されるということで大変有り難いなところがあるのですけれども、そんな中、これは五條市大塔ライフハウス条例ということですが、ここを使用される団体というのは今現在決まっておるのかどうか。まずその答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

この旧大塔小・中学校、現在は地元の高齢者の方を集めていただきまして、主に閉じない、孤立しない、つながり続けるというような形でイベントを実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第六、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第四号 五條市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四号、五條市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書十六ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、令和元年五月三十一日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、一部が令和元年十二月十六日に施行されたこと等に伴い、五條市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書十七ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容につきましては、法の題名称及び条号ずれによる改正、その他文言の整理を行うものでございます。

具体的な条文につきましては、第七条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に、第十一条第一項中「前二条」を「前三条」とする規定の整備を行っております。

附則につきましては、本条例の施行期日を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第七、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第五号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第五号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関する規定の整備を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第九十六条第一項の規定より、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、改正条例の本則でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員については、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象として明確化されたところでございます。

これに従いまして、公務及び通勤による災害の補償基礎額を規定しております本条例第五条に、給料を支給される職員、フルタイム会計年度任用職員でございますが、その補償基礎額については、地方公務員災害補償法でございますが、第二条第四項に規定する平均給与額の例により、実施機関が市長と協議して定める額とする旨を新たに第五号として加えるものでございます。

本則は、以上でございます。

次に、附則でございますが、第一条では、施行期日を「令和二年四月一日」といたしております。

次に、第二条では、改正後の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用することといたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第八、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第七号 五條市道路占用料に関する条例等の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程されました議第七号、五條市道路占用料に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書二十三ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、基本的に道路法施行令に従う国土交通省の三年ごとの道路占用料見直しに起因し、加えて消費税増税等のタイミングに従い改定の見直しが図られております。

今回の改定案は、令和元年十月より消費税が八パーセントから一〇パーセントに引き上げられたことに加えて、国の占用料改定時期も重なったことから、本市においても国及び奈良県に準拠する料金設定を反映させ、占用料を改定するものであります。

それでは、改正する内容につきまして、御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書二十四ページを御覧願います。

内容につきまして、第一条において五條市道路占用料に関する条例第二条の占用料の額について、別表のとおり改正するものでございます。次に、議案書二十九ページを御覧願います。

第二条において五條市準用河川管理条例第七条の占用料の額について、別表のとおり改正するものでございます。この価格設定は、道路占用料が道路法施行令に従い改正されるものと同様に、改正見込みである奈良県流水占用料等条例の一部に準拠するものでございます。

次に、議案書三十二ページを御覧願います。

第三条において五條市法定外公共物の管理に関する条例第七条の占用料の額について、別表のとおり改正するものであります。この価格設定は、道路法施行令に従い改正する本市道路占用料の内容と、奈良県流水占用料等条例に従い改正する本市準用河川占用料の内容を織り交ぜ、本条例の一部改正を求めるものであります。

なお、附則につきましては、施行日を令和二年四月一日といたしております。

以上、議第七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この条例を制定するに当たって、消費税等の値上げ、また国土交通省の見直しがあつたことと云うことですが、今現在、

この条例改定前の全体の金額と条例改定後の全体の金額、いわゆるどれだけ上がったのか教えていただけませんか。

○議長（吉田雅範） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成三十年度時点の料金で比較させていただきますと、占用料といたしまして、以前は約七百五十万円の収入でございました。それに伴いまして、消費税が上がることによりまして、約九百万円となる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第九、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第八号 五條市立学校設置条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永） ただいま上程いただきました議第八号、五條市立学校設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書三十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校を現在の県立五條高等学校の分校としての位置付けから独立させ、新たに市立の農業高

校として設置するため条例の改正を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものとございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書三十八ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、改正条例の本則でございますが、第一条中「高等学校分校」を「高等学校」に改め、第五条の高等学校の名称及び位置を、名称「五條市立西吉野農業高等学校」、位置「五條市西吉野町江出一七四番地の一」に改めるものとございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和三年四月一日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」、「九番」、「二番」の声あり）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この学校の名称が五條市立西吉野農業高等学校になった、名称を変えた経緯、答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず校名募集を行いました。令和元年十一月一日から十一月三十日までの期間で市民向けに広報五條及びホームページで募集を行ったところでございます。また、賀名生分校の生徒、OB会員の皆様、協力農家様の計百四十四件に募集案内を送らせていただきました。募集の結果、十三件の校名案が集まりまして、十二月十九日に新校名検討会を開催したところでございます。検討会で、まず十三件のうち三件の校名候補を選定し、改めてその中から校名を決定したところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今回名称の変更ということの条例で、附則のところを令和三年四月一日からの施行となつてございますけれども、五條市が経営する高等学校ということで位置付けられると思うのですけれども、今後のスケジュールの工程表といえますか、あれば。今、五條市立奈良立五條高等学校賀名生分校という形から変わっていくのに対して、実際に令和三年四月一日から変わるわけですけれども、その辺の工程というのは何かございますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず条例が成立いたしますと、四月に県に認可申請をいたします。三箇月程度掛かると聞いておりますので、認可され次第、来年四月の開



校に向けて準備を進めていくというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この予算は発生しないと思うのですけれども、来年度は。予算編成に向けてやっていかなければならないと思うのですけれども、その辺はどうお考えになりますか。

来年度じゃなしに、令和三年度から予算を新たに五條市として経営していかなくてはならない、その辺の基本的な考え方を教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、今現在西吉野中学校が使用しております校舎へ移転しなければなりません。それに伴います引越し費用が発生してきます。それと、校舎自体は中学校の校舎ですのでそのまま使えるのですが、農機具倉庫であるとか農場というのは整備していかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今現在は五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校という名前になっておると思うのです。そんな中でね、今現在五條市と奈良県がお金を出し合って賀名生分校が運営されておるのか。今度、五條市立になった場合、五條市が運営というのを全てにおいて、支払いの権利を持つことになるのか。県というのは何も入っていただけないものなのか、この辺のところを答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校として設置をしておるわけですが、教員につきましては県費負担で今は県に負担をしていただいております。施設の管理につきましては五條市の方で行っているところでございます。市立になりましたら、県費教員の負担については県が負担していただけると、施設については五條市の方で負担していくと、今と同じ形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第九号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第九号、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書三十九ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、民法の一部改正に伴う規定の整備を行うなど五條市営住宅条例の規定との整合を図るため、本条例の一部を改正するため地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、議案書四十ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容といたしまして、題名中の「設置」を削り、第三条及び第四条を次のように改めます。

第三条は、入居者の資格について定め、賀名生分校の生徒を構成員に含む同居の家族であつて、（一）から（五）の要件を満たす者が入居できることとしております。

第四条では、入居の期間を定め、住宅に入居できる期間は、生徒が賀名生分校に在籍している期間とし、途中退学した場合は退学日の翌月末までを入居期間としております。

次に第五条中「五條市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第三十条とし、第四条の次に第五条から第二十九条までの合計二十五

条を加えます。

第五条は、入居の申込み及び決定を、第六条は、入居者の選考について定めており、入居希望者が住宅の戸数を超える場合、別に定める書類審査及び面接審査により選考を行うこととしております。

第七条は、入居補欠者を、第八条は、入居の手続を定めております。

第九条は、連帯保証人の極度額について定めております。これは、一般の民法改正により従来は金銭の貸し借りに適用されていた極度額が、住宅の貸し借りを含む全ての保証に適用されることとなったことによるものでございます。

第十条は、同居の承認を、第十一条では、入居者の継承について定めております。

第十二条は、住宅等の使用料を、第十三条は、使用料の減免を、第十四条は、督促を、第十五条は、敷金を、第十六条では、修繕費用の負担を、第十七条は、費用の負担義務を、第十八条では、入居者の保管義務等を、第十九条は、住宅の検査を、第二十条は、住宅の明渡請求を、第二十一条では、意見聴取等を定めております。

また、住宅に駐車場を併設しているため、第二十二条で、駐車場の使用許可を、第二十三条で、駐車場の使用者の資格を、第二十四条で、駐車場使用の申込み及び決定を、第二十五条で、駐車場の使用の手続を、第二十六条で、保証金を、第二十七条で、駐車場の使用許可の取消しを定めております。

また、第二十八条では、立入検査を、第二十九条では、免責について定めております。

附則といたしまして、施行期日を定めており、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、議第九号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）トイレ休憩及び答弁補助員の入替えのため、三時三十五分まで休憩いたします。

午後三時二十二分休憩に入る

午後三時三十四分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。議案審議を続けます。

○議長（吉田雅範）次に日程第十一、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第十号 五條市大塔郷土館条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第十号、五條市大塔郷土館条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書四十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、教育委員会が所管している五條市大塔郷土館につきまして、市長へ所管替えを行うため、関係条例の改正を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書五十ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条では、五條市大塔郷土館条例第三条の二、各号列記以外の部分中、「教育委員会規則（以下「教委規則」という。）」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第二号中「教育委員会」を「市長」に、「教委規則」を「規則」に改めるものです。

また、第三条の三中「教育委員会」を「市長」に改め、第十四条中「教育委員会」を「市長及び教育委員会」に改めることとしています。

第二条では、同条例第五条第二項及び第六条第二項中「教育委員会」を「市長」に改め、第十四条中「市長及び教育委員会」を「市長」に改めることとしています。

また、附則第四項中「教育委員会」を「市長」に改めることとしています。

次に、附則でございますが、施行期日を令和二年四月一日からとしております。ただし、第二条の規定については、令和三年四月一日から

施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この所管替えの理由について、答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

大塔地域の指定管理者導入施設の効率的な運営及び事務の効率化を図るため所管替えを行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）施設の趣旨としたら賀名生にもありますね、歴史何とかって、新町にも伝承館、五條市は五條文化博物館、これらはどう違うのか、後々そういうふうにつけていくのか、答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

大塔地域には一般財団法人大塔ふる里センターが管理をしております五條市大塔総合案内センター、また大塔山村体験学習センター、大塔水車施設及びふれあい交流館等がございます。今申し上げました施設につきましては企業観光戦略課が所管をしております。大塔郷土館だけが教育委員会で所管をしておりますということで、令和三年度から一元化しようということで、改正をするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十二、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第十一号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）ただいま上程いただきました議第十一号、五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、学校教育法の一部を改正する法律が、平成三十一年四月一日に施行されたことに伴い、関係する規定の整備を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第十条第三項第五号につきましては、放課後児童支援員の資格条件の一つである、学校教育法の規定による大学を卒業した者に、専門職大学の前期課程を修了した者を含む規定を加えるものでございまして、これは専門職大学の前期課程修了者は、短期大学卒業者と同等の学位が授与されることから、短期大学卒業者と同等の者として取り扱うためでございます。

次に、附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行することを定めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この対象となる方の年齢は幾つなのか、それと放課後児童健全育成事業ですから、年齢とともにどういう放課後事業を受けておられるのか。五條市内に該当するこういう施設はあるのか。その辺はいかがですか。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

専門職大学というところが新たに平成三十一年四月から設置されますので、その専門職大学を受験された方が放課後児童支援員の資格を得られるということが今回の学校教育法の改正で適用されたものでございます。

現在新たに専門職大学の設置としましては、全国で専門職大学が二校、専門職短期大学が一校でございます。以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）これはそしたら放課後児童健全育成事業に携わってもらう人の資格を基準とした条例なのか、放課後児童健全育成の事業を受けておられる方を対象にした改正なのか、その辺もうちよつと正確に答弁してくれますか。

五條市内にはこういう施設はあるのかなのか。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

今回の改正は、学童の先生方の資格条件を変えるものでございます。

五條市にはこの学校はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十三、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第十二号 五條市立養護老人ホーム設置条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）ただいま上程いただきました議第十二号、五條市立養護老人ホーム設置条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、令和二年三月に完成しました、五條市立養護老人ホーム花咲寮の新施設への移転に伴い、施設の位置及び入所定員が変更となるため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第三条第二号、位置につきましては、「五條市釜窪町一四八〇番地」を「五條市二見五丁目三番六三号」に改め、同条第三号、入所定員につきましては、「八十人」を「六十人」に改めるものです。

また、附則につきましては、施行期日を規定するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この五條市釜窪町一四八〇番地、現状の位置ですよね、ここから二見五丁目三番六三号に場所が変わると、この釜窪町の引越された後、この施設はどのように活用されるのか、というのは、あそこは結構皆さん御存じのとおり今花咲寮があるので人の出入りがあるのですけれども、あそこにもし花咲寮がなくなったら、余り人目がかない場所で、あそこを廃墟としていつまでも置いておくというのは余り好ましくないかなと、活用等も考えた上で引越されるのかどうか答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

今後、庁内検討委員会、庁外検討委員会での議論を続けていく予定となっております。また今までお世話になりました二見地区自治会の



方にも御意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）そういう方向で、五條市の財政状況も決して好ましくない状況である、その中でこの跡地活用に関しても、また新たな事業となったら新たな財源も必要となってくる現状は分かるのですけれども、やっぱりさっきも言ったように、廃墟としていつまでも置いておくというのは好ましくないと思いますので、迅速に地元の方、いろんな方と協議して方向性を見出していただければと思います。

答弁、結構です。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十四、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第十三号 五條市印鑑条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第十三号、五條市印鑑条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十五ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例の改正理由につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布等に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部の改正が実施され、本条例の改正が必要となったためでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五十六ページを御覧いただきたいと思っております。

初めに、第二条についてでございますが、文言の整理を行うとともに、成年被後見人の印鑑登録が可能になることから、「成年被後見人」

を「意思能力を有しない者」に改めるものです。

次に、第三条及び第五条についてでございますが、文言の整理を行うとともに、「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加えるものであります。

恐れ入りますが、五十七ページを御覧いただきたいと思ひます。

第九条についてでございますが、文言の整理を行うものでございます。

次に、第十一条についてでございますが、文言の整理を行うとともに、印鑑登録を抹消する事由について、外国人住民に係る規定を加えるものでございます。

次に、第十二条についてでございますが、文言の整理を行うとともに、性的少数者に配慮し、印鑑登録証明書から性別欄を廃止するため、証明書に記載する事項から第五条第六項第六号の「男女の別」を削るものでございます。

最後に、附則について、施行期日を令和二年四月一日とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今御説明いただきました関係法令の改正ということで、それに伴う市条例の改正でございますが、具体的に分かりやすくポイント等を御説明願いたいと思ひます。

○議長（吉田雅範）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

この条例の改正でございますけれども、大きくは三点ございます。

一点目でございますけれども、まず成年被後見人を、意思能力を有しないものに改めるものでございまして、成年被後見人が今までは印鑑登録ができなかったことが、今回この改正によりまして印鑑登録をすることが可能になるということでございます。これにつきましては、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう権利の制限を適正化する必要が生じたためのものでございます。

続きまして、二点目でございます。印鑑登録証明書にも旧氏を記載することができるようになるということでございます。こちらにつきましては、社会において旧姓を利用しながら活動する女性が増加している中で、様々な活動の場で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、既に住民票や個人番号カードについては、旧氏の併記が昨年二〇一九年の十一月五日からできるようになっておるものでござい

ます。

続きまして、三点目でございます。印鑑登録証明書の方から性別欄を廃止するというところでございます。こちらにつきましては性別に関わりなく自分らしく生きることができるとする男女共同参画社会の実現に向けて、性同一性障害などの性的マイノリティに配慮したものでございます。

以上、この大きな三点が改正理由の主だったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本 孝議員。  
○七番（岩本 孝）今御答弁いただきました住民票やマイナンバーカードに旧氏の併記が昨年十一月からできるようになったと、本市におきまして今まで何名ほどの旧氏にしてくれという申請がございましたか。

○議長（吉田雅範）中本すこやか市民部長。  
○すこやか市民部長（中本賢二）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

現在のところ、二名の申請があったところでございます。  
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十五、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第十四号 五條市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程をいただきました議第十四号、五條市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書五十八ページを御覧願います。

本案は、当該条例の上位法である土地改良法の一部を改正する法律が施行され、奈良県においても奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な改正内容について御説明申し上げます。

お手元の議案書、五十九ページから六十ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、本則第二条第一項に「ただし、法第八十七条の三第一項の規定により行う県営土地改良事業については、その分担金を徴収しない」とする規定を加えるものでございます。

次に、本則第五条第一項において当該各号定める場合に該当する行為をしたときの特別徴収金を徴収することができる旨を、同条第二項において特別徴収金の額の算定について定めるものであり、第五条の追加により、第五条（委任）の規定が繰り下がりましたので、第六条（委任）に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日について定めております。

以上で、議第十四号、五條市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正につきましての提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）五條市も県営土地改良事業が行われてきたと思えますけれども、今説明がありましたように分担金を徴収しないというものを加えると、同時に特別徴収金をまたできるように加えるということですけれども、分担金を徴収しないという事業はどういう事業なのか。それは今まで徴収しておったのかしてないのか。新たに付け加える特別徴収金の事業はどういう事業なのか。今までの事業で言えばどういう事業であるのか、どうしておったのか、その辺答弁してください。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本則は、平成三十一年三月に五條市の丹原町の一部が特定農業ゾーンに選定されましたので、この条例を制定するようになります。以前は山陰地区の方におきまして改良事業がありました。そのときは山陰地区の方から一部分担金を徴収しておりました。今回、法律が変わったことに伴いまして、丹原町の改良分に該当するという形になります。

ちなみに、丹原町の予定面積は一二・四ヘクタールの基盤整備を行うというふうには計画をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そしたら今までも大体同じような内容の県営土地改良事業があったと思うのですけれども、それと比べて今まで特別徴収金が掛からなかったものでも、これから掛かるようになるということですか。

○議長（吉田雅範） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

これからこういうふうになりますと、地元分担金が発生しないということになります。地元負担金はゼロになります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十六、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第十五号 五條市都市公園条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程されました議第十五号、五條市都市公園条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十一ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、五條中央公園物販施設しゅん工に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正する内容につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十二ページを御覧願います。

内容につきましては、第十一条第二項に「ただし、別表第一に規定する物販施設及び行商スペースについては、この限りでない。」を加えるものであります。

次に別表第一の有料公園施設の種類に物販施設及び行商スペースを加え、別表第二第四項に物販施設及び行商スペースを加え、利用料を設定するものであります。

なお、附則につきましては、この条例は、規則で定める日から施行することとしております。

以上、議第十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十七、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第十六号 五條市営住宅条例等の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程されました議第十六号、五條市営住宅条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書六十四ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、民法の一部改正に伴い、本条例の規定の整備を行うためであります。内容につきましては、議案書六十五ページを御覧ください。

第一条において「五條市住宅条例」、第二条において「五條市特定公共賃貸住宅条例」及び第三条において「五條市小規模改良住宅条例」において、民法の改正により、連帯保証人の保証債務に極度額の定めが必要になったため、極度額に関する条文をそれぞれ追加するものであります。

また、民法の一部改正に伴う整備法により、公営住宅法における損害金の利息について、これまでの「年五分の割合」が「法定利率」に改定されました。五條市営住宅条例においても、公営住宅法に準拠し、改定を行うものであります。

なお、附則につきましては、施行日を令和二年四月一日といたしております。

以上で、議第十六号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）連帯保証の極度額の説明がなかったと思うのですけれども、それは幾らになりますか。

○議長（吉田雅範）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

極度額につきましては、公営住宅に入居されている方、金額についてはそれぞれ違いますので、規則の方で六箇月というふうなところを決めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁は、公営住宅条例第一条、第二条、公共賃貸住宅条例第三条、小規模改良住宅条例、全て共通する極度額の率ですか。

○議長（吉田雅範）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

極度額については、それぞれ六箇月というふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そしたら第一条の下に年五パーセントの割合を法定利率に改める、これは今の答弁とどう関係しますか。

○議長（吉田雅範） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

極度額、年五パーセントの割合を、法定利率といたしましたは今現在三パーセントになってございます。これにつきましては年々法定利率というのは変わってございますので、今三パーセントというふうな話でございますが、将来的にはまたその利率が変わるといふようなところでございます。また限度額については、家賃の六箇月分を限度額とするというふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十八、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第十七号 五條市下水道事業の設置等に関する条例及び五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。



〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十七号、五條市下水道事業の設置等に関する条例及び五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴う条ずれに対応するもので、五條市下水道事業の設置等に関する条例及び五條市水道事業の設置等に関する条例中引用している箇所について一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、六十八ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容といたしましては、第一条につきましては、五條市下水道事業の設置等に関する条例の第五条中で引用している地方自治法「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二第八項」に改めるものでございます。

次の第二条につきましても、五條市水道事業の設置等に関する条例の第五条中で引用している地方自治法「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二第八項」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を令和二年四月一日と定めております。

以上で議第十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第十九、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第十八号 五條市下水道条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十八号、五條市下水道条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書六十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、標準下水道条例が改正されたため、成年被後見人等に係る欠格条項の見直し及び文言の整理を行うものでございます。

それでは改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書七十ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容といたしまして、第二十三条第二項第四号に規定されている「現に破産手続開始の決定を受けている者」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に文言を改める。これを第二十三条第二項第二号とし、次に第二十三条第二項第二号及び第三号に規定されている「成年被後見人」と「被保佐人」を削除し、「精神の機能の障害によりこの条例に定める事項を処理するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に文言を改め、第二十三条第二項第三号といたします。

次に、第二十三条第二項、第四十二条第一項、第四十七条及び第四十八条中の「各号の一に」を「各号のいずれかに」に文言の整理を行うものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を公布の日といたしております。

以上で、議第十八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）条例改正前とこの内容で改正された場合の違い、そして改正前は下水道条例に該当しておった方はこの条例の改正の内容と比べてどういう方になるのか。

○議長（吉田雅範）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第二十三条第二項におきまして、もともと成年被後見人と被保佐人というふうな文言がございました。この文言につきまして、この分を特定するのではなく、文言の整理で新たに精神の機能の障害によりこの条例に定める事項を処理するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に改めてございます。

それから、旧の条文におきまして、現に破産手続開始の決定を受けている者を新たに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者にしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第十九号 五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。東水道局長。

〔水道局長 東 純司登壇〕

○水道局長（東 純司）失礼します。

ただいま上程いただきました議第十九号、五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十一ページを御覧願います。

本議案につきまして、学校教育法等の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。七十二ページを御覧願います。

改正の内容といたしましては、第三条第一項第三号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項第八号中「又は水道環境」を削ることとします。次に、第四条第一項第二号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同項第三号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同項第四号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同項第三号に規定する学校の卒業者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同項第五号中「卒業生」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)」を加えるものとございます。

なお、附則におきまして、施行期日を公布の日から施行するものとし、経過措置としまして、この条例の施行前に行われた技術士法、第四条第一項の規定による第二次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の本条例第三条第一項第八号の規定の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなすいたします。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長(吉田雅範) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(吉田雅範) 御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第二十一、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第二十号 調停の申立てについて。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭） ただいま上程いただきました議第二十号、調停の申立てにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書七十四ページを御覧願います。

五條市クリーン・オアシス建設に伴い、地元二見地区自治連合会から要望のありました周辺環境整備事業の費用負担について、本市と吉野町で設置した新し尿処理施設整備協議会において平成二十二年十月十三日より協議を重ねましたが、その額について合意ができないため、調停により解決を図るため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものです。

一、調停の相手方は、住所「奈良県吉野郡吉野町大字上市八〇番地の一」、氏名「吉野町長 中井章太」。

二、調停の趣旨は、五條市クリーン・オアシス建設に伴う周辺環境整備費用負担を求めるものでございます。

以上で、議第二十号、調停の申立について提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 非常に重要なことでございますので、総務文教常任委員会には上がってきませんので、ちょっと質疑しておきますけれども、周辺環境整備事業の費用負担ですけれども、周辺環境整備事業費は幾らで、そのうち何割を吉野町に負担してくださいと五條市は要求しているのですか。

○議長（吉田雅範） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

新し尿処理施設建設を行う上で必要とされる周辺整備事業五億三千六百万円のうち、過疎債三億四千百万円を想定し、差し引いた一般財源

負担額一億九千五百万円の三分の一である六千五百万円の負担を要求しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 現時点で吉野町はこの周辺環境整備事業の負担六千五百万円のうち幾ら、何割やったら払うと言われてしているのか、全くそれは払えないと言っているのか、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

吉野町は一千万円なら払うというように言っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） この議案説明にあるのですが、平成二十二年十月十三日から協議を重ねているけれども、合意になっていないのでしよう。五條市クリーン・オアシスの建設も周辺環境整備事業も平成二十二年よりも後でこれをやっているのですよ。後でやっているということは平成二十二年からの協議で合意されていないけれども、周辺環境整備事業を五條市は強行したことになるわけです。向こうが合意になっていないのに強行して、後で請求して応えてくれないから調停やというのは、調停やから裁判と違い話合いですから悪いことはありませんけれども、平成二十二年から協議を重ねて合意していないのに五條市がもう先にやっているわけですから、その辺はこの経過をよく考えてやっぱり調停の中でもお互いに五條市としても誠意を示さなあかんの違いますか。

そしたら、最後の質疑ですけども、五條市クリーン・オアシスの処理場の建設に当たっては、もう吉野町の方で何割負担していただいているのか、いやまだそれも合意ができていなくて、まだ吉野町に要求したけれども全額もらっていないのか、その辺はどうですか。

○議長（吉田雅範） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員から質疑がありました二つの件について、まとめて答弁させていただきます。

新し尿処理施設建設に係る費用負担につきましては、平成二十三年三月十六日に吉野町との覚書を交わしております。そのうちそれに係る費用は五條市が三分の二、吉野町は三分の一を払うということで合意をいただいております。それに伴いまして、五條市クリーン・オアシス建設に伴う費用は既に支払っております。そして周辺環境整備事業の要望が最終的にまとまったのが平成二十七年二月であったため、五條市といたしましては、周辺環境整備事業はし尿建設に含まれている費用と考えておりますので、吉野町に費用負担を要求しているもの

ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）トイレ休憩及び答弁補助員の入替えのため、四時五十分まで休憩いたします。

午後四時三十六分休憩に入る

午後四時四十九分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。議案審議を続けます。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十二、議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第二十一号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第二十一号、令和元年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市一般会計補正予算（第七号）のページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び繰越明許費等の補正でございます。歳入歳出予算につきましては三億八千八百八万九

千円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百二十二億九千四百二十二万五千円となっております。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十一ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料から四節共済費までの一億四千四百一十一万一千円でございますが、職員給与費等を追加するものでございまして、異動、退職及び人事院勧告等により現計予算に不足が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

なお、議会費を始め、他の費目に計上しております給与費の補正につきましても同様の事由により現計予算に過不足が生じることから、追加もしくは減額を行うものでございまして、各費目の人件費該当部分については、説明を割愛させていただきます。

次に、同目、十九節負担金補助及び交付金の九百七十四万四千円でございますが、奈良県広域消防組合負担金を予算化するものでございまして、当該組合からの派遣職員の人件費が確定したため、所要の経費を計上いたしております。

次に、七目企画費、十三節委託料の二百四十万円でございますが、ふるさと五條市応援寄附金業務委託料を追加するものでございまして、当該寄附額が現計予算の見込みを上回り、不足が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

次に十八目基金費、二十五節積立金の二千八百十八万二千円でございますが、基金積立金を追加並びに予算化するものでございまして、各基金の預金利息のほか、減債基金積立金については、各小学校の空調設備整備に係る後年度の公債費補助として交付される県支出金を基金に積み立てるものでございます。

また、ふるさと五條市応援基金積立金については、同寄附額が、現計予算の見込みを上回るため、さらに森林環境基金につきましては、森林環境譲与税が確定したため、所要の経費を計上いたしております。

十三ページを御覧ください。

次に、三項戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳費、十九節負担金補助及び交付金の百十四万四千円でございますが、通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金を追加するものでございまして、本年一月に成立した国の補正予算を受け、地方公共団体情報システム機構への交付金額の上限が引き上げられたため、現計予算に不足が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

十五ページを御覧ください。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、十九目生活困窮者自立支援推進費、二十三節償還金利子及び割引料の百二十八万円でございますが、自立相談支援事業国庫負担金返還金を予算化するものでございまして、平成三十年度市受け入れ分の同負担金において、精算により所要額が



確定し国庫返還金が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

十六ページを御覧ください。

次に、三項生活保護費、二目扶助費、二十三節償還金利子及び割引料八千八百六十三万三千円でございますが、生活保護費国庫及び県負担金返還金を予算化するものでございまして、平成三十年度市受け入れ分の同負担金において、精算により所要額が確定し返還金が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

十八ページを御覧ください。

次に、五款農林業費、一項農業費、五目農地費、十三節委託料九百万円でございますが、市内の防災重点ため池六箇所へのハザードマップを新たに作成するため、当該業務に係る委託経費について所要の経費を計上いたしております。なお、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

また、十九節負担金補助及び交付金の二百四十二万九千円でございますが、本年一月に成立した国の補正予算を受け、県営土地改良事業の事業費増に伴い市の負担額が増額となり、現計予算に不足が生じることから所要の経費を計上いたしております。

二十二ページを御覧ください。

次に、九款教育費、一項教育総務費、三目教育振興費、十三節委託料及び十四節使用料及び賃借料の一億一千六十九万円でございしますが、本年一月に成立した国の補正予算において校内通信ネットワークの整備と令和五年度までに児童・生徒一人一台端末の整備を柱としたG I G Aスクール構想が示されたことから、市内の小学校四校及び中学校三校について高速大容量の通信ネットワークを整備し、さらに市内の全小学五年生、六年生及び中学一年生に対し、タブレット端末の整備等を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、国庫支出金として、五千七十七万円を見込んでおります。

二十四ページを御覧ください。

次に、十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費三千四百五十万円でございしますが、道路災害復旧工事費を追加するものでございまして、令和元年八月の台風十号豪雨により被災した市道樫辻三号線、市道御山樫辻線、市道尼ヶ生一号線について、国の災害査定を受け補助採択となり、本年二月に内示を受けたことから、所要額を計上いたしております。

なお、当該経費のうち二千三百一十一万円を国庫支出金として見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、七ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、二款地方譲与税において一千三百五十一万二千元を、十五款国庫支出金において七千四百八十八万五千元を、十六款県支出金において一千四百八十八万八千元を、十八款寄附金において九百万円を、二十款繰越金において二億一千二百四十四万八千円を、二十二款市債において六千四百五十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、追加事業についてでございます。

二款総務費、一項総務管理費、基金積立金事業の五百十万円でございますが、本年度に実施した小学校空調設備設置工事に係る市債の償還に対する県補助金が、本年度に交付決定がなされ事業完了年度の翌年度である令和二年度に交付されることから、基金への積み立てについて年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は、令和二年六月末を見込んでおります。

次に、五款農林業費、一項農業費、農村地域防災減災事業の二千五百七十万円でございますが、本年一月に成立した、国の補正予算による事業のため、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は令和三年三月末を見込んでおります。

九款教育費、十項教育総務費、ICT教育推進事業の一億一千六十九万円でございますが、本年一月の国の補正予算によるものでございまして、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は令和二年十月を予定しております。

十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業の四千四百八十八万一千円でございますが、市道樫辻三号線等において、本年二月に国の災害査定の内示を受けたものでございまして、適正工期の確保を図るため翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は令和二年九月末を予定しております。

続きまして、変更事業について御説明申し上げます。

七款土木費、二項道路橋梁費、道路新設改良事業でございますが、市道岡口三号線につきましては、用地交渉に不測の日数を要したため、また、市道今井八号線外六路線につきましては、入札不調により、年度内完了が見込めないことから、現計予算額に六千五百七十八万一千円を追加し繰越明許費の総額を一億三千七百七十八万一千円とした上、翌年度に繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、市道岡口三号線は令和三年三月末を、市道今井八号線外六路線は令和二年七月末を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十三、議第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第二十二号 令和元年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第二十二号、令和元年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ百六十二万二千元を追加して、歳入歳出の予算総額を四十一億九千二百九十二万二千元とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

八款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、七目県支出金返還金、二十三節償還金利子及び割引料百六十二万二千元につきましては、平成三十年保険給付費等交付金に係る分が確定したことにより、県に対し超過交付分を返還するためのものでございます。

次に、歳入につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、同ページ上段の歳入を御覧いただきたいと存じます。

七款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金百六十二万二千元を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十四、議第二十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第二十三号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）ただいま上程されました議第二十三号、令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）を御覧いただきたいと思います。存じます。

まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算額につきましては、歳出予算の更生を行うもので、歳入歳出の予算総額に増減はございません。

それでは、三ページの「二歳出」について御説明を申し上げます。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金補正額六十八万九千円につきましては、次の五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金におきまして、平成三十年度地域支援事業交付金交付額の確定に伴い、国庫・県費への返還金に六十八万九千円の不用額が発生したため、返還金の更正減を行い、返還金の不用額を、基金に積み立てるものがございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十五、議第二十四号から議第三十二号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第二十四号 令和二年度五條市一般会計予算議定について。

議第二十五号 令和二年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十六号 令和二年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十七号 令和二年度五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十八号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十九号 令和二年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第三十号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第三十一号 令和二年度五條市下水道事業会計予算議定について。

議第三十二号 令和二年度五條市水道事業会計予算議定について。

（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番議会運営委員会福塚 実委員長。

○議会運営委員長（福塚 実）ただいま上程になりました議第二十四号から議第三十二号までの九議案につきましては、去る二日の開会日において、市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思えます。各議案はいずれも令和二年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するために、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七名とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

一番伊谷賢司議員、三番平岡清司議員、五番吉田 正議員、六番窪 佳秀議員、七番岩本 孝議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、以上の七名の方にお願いたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議をお願いしたいと思いますので、各位には本日本会議散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十六、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第二号 五條市一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料審議会条例の制定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第二号、五條市一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料審議会条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書六ページを御覧願います。

本市の一般廃棄物等の処理手数料及び斎場使用料の公正妥当な料金を検討するため、五條市一般廃棄物等処理手数料及び五條市斎場使用料審議会の条例を制定しようとするため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものです。

お手元の議案書七ページを御覧願います。

第一条では、審議会の設置に関して定めております。

第二条では、所掌事務について定めております。

第三条では、組織について定めております。

第四条では、委員の任期等について定めております。

ページ変わります、第五条では、会長について定めております。

第六条では、会議について定めております。

第七条では、庶務について定めております。

第八条では、委任について定めております。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を定めることといたしました。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例に、審議会の委員に係る規定を加えることといたしました。

以上で、議第二号、五條市一般廃棄物処理手数料及び五條市斎場使用料審議会条例の制定について提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十七、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第六号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の二十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、学校における保健管理に関し、専門的事項に関する指導に従事する校医師、校歯科医師及び薬剤師の報酬の額を改定するため、関係条例の改正を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは改正内容について、御説明申し上げます。

議案書二十一ページから二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、改正条例の本則でございますが、報酬及び費用弁償の額を規定した別表中、「十六医師」の項において、校医師、校歯科医師の報酬「一校一人当たり基本給年額七万円、児童生徒一人当たり七十円」を「一校一人当たり基本給年額八万五千元、児童生徒一人当たり七十円」に、薬剤師の報酬「年額一万七千元」を「年額二万円」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和二年四月一日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二十八、昨日提出されました議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第三十三号 工事請負契約の締結について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。辻田危機管理監。

〔危機管理監 辻田祥友登壇〕

○危機管理監（辻田祥友）ただいま上程いただきました議第三十三号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の追加議案書一ページを御覧ください。

本議案につきましては、大塔地区デジタル防災行政無線（同報系）設備整備工事において、工事請負契約の締結を行うため、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

契約の目的は、総務省の方針に基づき「大塔地区に整備されたアナログ方式の防災行政無線をデジタル方式に更新する工事」であり、契約の方法は「一般競争入札」でございます。

予定価格は、消費税抜き「一億七千三百一万三千円」でございます。

入札金額は、消費税抜き「一億六千八百六十万円」でございます。

契約金額は、消費税込み「一億八千五百四十六万円」でございます。

請負率は九七・四パーセントでございます。

次に、契約の相手方は「大阪府中央区備後町二丁目六番八号サンライズビル、扶桑電通株式会社 関西支店、執行役員支店長 北 拓児」で



ございます。

以上で、議第三十三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十一日から二十三日まで休会とし、次回二十四日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時二十四分散会

